

～ 人の心が織りなす幸せ社会

“ほっとまち” 桔梗が丘 ～

令和4年度定時総会



桔梗が丘市民センター・南センターと桔梗の森公園・鳴滝公園の風景

と き 令和4年5月21日（土）

午後1時30分

ところ 桔梗が丘市民センター 講堂

桔梗が丘自治連合協議会

ごあいさつ

令和4年5月21日

「令和4年度定時総会資料挨拶文」

新たな出発にむけて

皆様には、地域づくり活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

桔梗が丘地域ビジョン「桔梗が丘“ほっとまち”構想」策定から10年の節目を迎えた昨年、皆様からのアンケート調査の結果を踏まえて「ほっとまち構想」の検証と見直しをおこないました。今年度より5年先10年先を見据えた「第2次地域ビジョン」を策定し、皆様とともに安心・安全で住みよい桔梗が丘にできるように活動を始めます。

また、この2年間コロナ禍で思うように活動できなかった事業を、感染対策を十分に取り安全を確保しながら少しでも多く実施していきたいと思っています。

まだまだ多くの問題を抱えていますが、桔梗が丘住民主体のまちづくりを市と協働で是々非々をもって進めていくつもりでいます。

「人の心が織りなす幸せ社会“ほっとまち”桔梗が丘」の実現に向けて、世代間を越えて話し合い、オール桔梗が丘として活動していく必要があると考えます。

多くの皆さまのご参画・ご協力をお願い申し上げます。

桔梗が丘自治連合協議会 会長 大 垣 孝 彦

定 時 総 会 次 第

1. 開会の辞
2. 会長あいさつ
3. ご来賓あいさつ
4. 議事
 - (1) 総会成立宣言
 - (2) 議事録署名人選任
 - (3) 議長・副議長あいさつ
 - (4) 議案第1号 令和3年度事業報告及び協議会会計決算の承認に関する件
(監事の監査報告後審議、承認の決議)
 - (5) 議案第2号 令和3年度“ほっとまち”プロジェクト事業報告及び特別会計決算の承認に関する件 (監事の監査報告後審議、承認の決議)
 - (6) 議題第3号 令和3年度市民センター事業報告及び市民センター会計決算の承認に関する件 (監事の監査報告後審議、承認の決議)

～ 休 憩 ～

- (7) 総会成立宣言
- (8) 議案第4号 桔梗が丘自治連合協議会規約一部改定の承認に関する件
- (9) 議案第5号 桔梗が丘“ほっとまち”構想第2次桔梗が丘地域ビジョン(案)の承認に関する件
- (10) 議案第6号 桔梗が丘自治連合協議会理事・監事交代の承認に関する件

(1 1) 議案第7号 令和4年度事業計画(案)及び協議会会計予算(案)の承認に
関する件

(1 2) 議案第8号 令和4年度地域事業部会事業計画(案)及び特別会計予算(案)の
承認に関する件

(1 3) 議案第9号 令和4年度市民センター事業計画(案)及び市民センター会計予算
(案)の承認に関する件

5. 議長議事終了のあいさつ

6. 閉会の辞

議案第 1 号 令和 3 年度事業報告及び協議会会計決算の承認に関する件

令和 3 年度自治連合協議会の主な事業の取り組みとその成果報告及び協議会会計の決算報告を別紙のとおり行います。

なお、令和 4 年 4 月 9 日に監事より協議会会計決算及び事業の監査を受け、適正に執行されたことの承認を得ております。

- 別紙 1 令和 3 年度委員会・部会事業報告書
- 別紙 2 - 1 令和 3 年度協議会会計決算書
- 別紙 2 - 2 令和 3 年度末の財産目録及び積立金残高報告書

別紙1. 令和3年度委員会・部会事業報告書

総務委員会

令和3年度事業計画	実 績	評価及び反省
<p>1. 総務、理事会、自治連合会等の会議の円滑な運営を目指す</p>	<p>(1) 総会の開催 令和3年5月15日(土) コロナ禍の状況の中、2年続けての書面表決となり、下記事項が承認された。</p> <p>① 令和2年度協議会事業報告及び会計決算・監査報告</p> <p>② 令和2年度“ほっとまち”プロジェクト事業報告及び特別会計決算</p> <p>③ 令和2年度市民センター事業報告及び会計決算・監査報告</p> <p>④ 協議会会長・副会長・理事・監事承認の件</p> <p>⑤ 令和3年度事業計画案及び、協議会会計予算</p> <p>⑥ 令和3年度“ほっとまち”プロジェクト事業計画案及び特別会計予算</p> <p>⑦ 令和3年度市民センター事業計画案及び会計予算</p> <p>(2) 理事会の定期的開催</p> <p>(3) 自治連合会の定例的開催</p>	<p>◎桔梗が丘自治連合協議会として12年目を終えた。そしてコロナ禍の2年目であった。諸会議は三密回避等のコロナ対策を行い実施した。諸行事は、“緊急事態”や“まん延防止”等の宣言が出される中、中止や内容変更、人数制限等の変更を余儀なくされた。</p>
<p>2. 規約、規則、規定等の制定又は改正による協議会運営の充実化と円滑化を図る。</p>	<p>(1) 協議会規約の見直し</p> <p>① プロジェクト事業部の5つの事業を地域事業部として独立させた。</p> <p>② 事務局関連の内容の見直しをした。</p> <p>③ 市民センター管理運営規程の変更</p> <p>④ 会計処理規程の変更 適切な財務運営ができた。</p>	<p>(1) 前年度見直した“協議会の組織図”を基に、プロジェクト事業部や事務局関連の内容を大幅に見直した。</p>

<p>3. 協議会財務内容を点検し、財務方針の明確化を目指す。</p> <p>4. 指定管理者として、協議会事業と市民センター事業との協働を図り、相互の事業の充実化を目指す。</p> <p>5. 協議会事業の成果を高めるため総務委員会として2つの事業を実施する。 (1) 講演会の実施 (2) 研修会の実施</p> <p>6. 敬老の日の行事</p> <p>予算額合計 <u>2,988,400円</u></p>	<p>市民センター祭等多くの事業が、コロナにより開催できなかった。</p> <p>(1) 講演会 今年度は行わなかった。</p> <p>(2) 研修会 今年度は行わなかった。</p> <p>実施日 令和3年9月20日までに届けた。 *70歳と88歳の方に長寿記念品(@2,000円の商品券)を贈呈 対象者 316名 昨年度比 10名増 決算額 632,000円</p> <p>決算額合計 <u>1,996,806円</u></p>	<p>前年度に続きコロナ禍の協議会会計となり、総じて予算を下回った。</p> <p>◎コロナ禍で開催できなかったが、今後も必要に応じて行っていくべきだと思っている。</p> <p>◎今後も必要に応じて行っていくべきだと思っている。</p> <p>◎今年度も、古希・米寿お祝いとして記念品を贈呈 古希 234人 米寿 82人 計 316人</p>
--	--	--

令和3年度事業計画	実 績	評価及び反省
<p>1. 「地域ビジョン」アンケート集計/分析</p> <p>2. 「地域ビジョン」素案策定</p> <p>上記 1. 2 項を地域ビジョン策定プロジェクトチームにより推進</p> <p>予算 80,000 円</p> <p>3. プロジェクト事業補完事業 及び ボランティア活動事業支援</p> <p>予算 300,000 円</p> <p>予算合計 <u>300,000円</u></p>	<p>アンケート 5,377 通 (5,272 世帯)</p> <p>アンケートの集計、分析及び「地域ビジョン」素案策定会議</p> <p>*アンケート集計事務用品及び素案策定諸経費 69,562 円</p> <p>*会議費 1,600 円</p> <p>*桔梗が丘自治連合協議会シンボルマーク作成協力お礼 10,000 円</p> <p>実績計 81,162 円</p> <p>ききょう農楽園農作支援</p> <p>*農業資材</p> <p>実績 51,026 円</p> <p>決算額合計 <u>132,188円</u></p>	<p>*アンケート集計、分析を1年に亘り行い、地域ビジョンプロジェクトチームで協議を経て、3月度の連合会、理事会において「地域ビジョン」素案が了承され、5月の定時総会で正式に決定となります。</p> <p>*アンケート実施にあたり、住民の皆さま、学校関係者、協議会関係者のご協力、有難うございました。</p> <p>*各プロジェクト事業は、自主自立を原則に補助金等の有効活用により環境整備を進めている。経営面は、自助努力により安定して来ているが、左記について、農業資材を支給した。</p>
<p>稟議予算</p> <p>1. 桔梗が丘西5号公園歩道整備</p>	<p>桔西5号公園遊歩道整備作業(3月26・27日)</p> <p>支出</p> <p><u>外注費用 150,000円</u></p> <p><u>諸費用 4,000円</u></p> <p>収入</p> <p><u>市交付金 154,000円</u></p> <p>(市維持管理室 R3 年度交付金予算取済み)</p> <p>*3月度工事完了後、関係書類を市へ提出</p>	<p>*ボランティアみどりの会が、一部 桔西5号公園(野鳥公園)の整備作業(剪定、遊歩道整備等)を行っていますが、今回、ボランティア作業が困難な左記遊歩道(234㎡)の表土ハギ、除根、集積、既設構造物除去)について市関係部署と協議の結果、市から委託を受け当協議会により実施しました。</p> <p>*桔梗が丘“ほっとまち”構想を推進のため、相互理解と信頼のもと、より多くの方の参加協力をお願いしたい。</p>

広 報 委 員 会

令和3年度事業計画の内容	実 績	評価及び反省
<p>1. 広報紙「ききょう通信」の発行と情報発信の一元化</p> <p>毎月、ききょう通信を発行する。A4判4頁カラー印刷で毎月発行、紙面数不足の場合、増ページする。</p> <p>市民センター、各部会、プロジェクト部会の理解、協力を得てチラシ（回覧用）の情報を出来る限り「ききょう通信」に1本化（経費節減）して掲載できるように進める。</p> <p>緊急性のあるものや住民への周知徹底が必要な場合は、ケースバイケースで個別対応とする。</p> <p>2. ホームページ等電子媒体情報の管理運用</p> <p>令和2年度に市民センターと自治連合協議会ホームページを統合し、名張市地域づくりポータルサイト「eまちなばり」へ移行が完了した。</p> <p>一方、スマホ等の利活用が急速に進むなか、電子媒体を使用した住民への適切な情報提供のあり方を研究すると共にロビー大型テレビの利活用を含め情報発信の運用管理体制を整備する。</p> <p>3. 協議会関係図書等の整備</p> <p>協議会、部会、プロジェクト事業部会が発行している冊子等を提供して貰い、広報委員会が一元的に管理して、住民が自由に閲覧できる環境を整える。</p> <p>予算額</p> <p style="text-align: center;"><u>1,570,000円</u></p>	<p>ききょう通信は4ページを基本に毎月発行した。</p> <p>なお、6月（総会書面表決）と3月（“ほっとまち”構想特集）は6ページで発行した。</p> <p>市民センターから発信する情報を協議会からの情報として統合掲載し、紙面の有効活用を図って情報量を増やした。</p> <p>ホームページ管理運用規定を制定し、令和3年7月24日施行により適正な管理運用を行い情報を発信している。</p> <p>ロビーに設置の大型テレビでの地域情報（ケーブルテレビニュース）等の視聴及びサークル活動やビデオ鑑賞に利用されている。</p> <p>一部の委員会、部会から協議会関係図書、資料（DVD）の提供があったが、広報委員会で一元的に管理し、住民に公開するまでには至らなかった</p> <p>決算額</p> <p style="text-align: center;"><u>1,567,028円</u></p>	<p>住民アンケートで65%の人が地域の情報をききょう通信で得ている。今後も親しまれる内容でタイムリーな情報提供に努める。</p> <p>「“ほっとまち”趣味」「“ほっとまち”散歩」「“ほっとまち”だより」のコーナーを設けて住民参加型の広報紙を目指す。</p> <p>ホームページでのサークル活動の紹介等、動画での情報提供は今後の取り組みとして検討する。</p> <p>ビデオライブラリーに住民からビデオ（9本）の提供があり、来館者に提供中。</p> <p>協議会事務局で保管管理している図書類と管理面での調整が必要。</p> <p>計画外で4月「住宅綾進展」、11月「防災写真展」を開催し住民から好評を得た。</p>

令和3年度事業計画	実績	評価及び反省
<p>1. ききょう健康まつり</p> <p>地域のみなさまに健康について再認識していただき、又暮らしの中で健康作りを考え実践し、いきいきとした桔梗が丘を目指すことを目的とします。</p> <p>(内容) 1) 歯科医の歯チェック 2) インボディ 3) 骨チェック 4) 高齢度チェック 5) 健康リズム体操 6) スクエアステップ 7) 名張バリバリ体操 8) 食べ物ビンゴ大会</p> <p>場 所 桔梗が丘市民センター 実施日令和3年11月14日(日) 予算額 120,000円</p>	<p>中 止</p> <p>実績額 0円</p>	<p>中 止</p>
<p>2. ニュースポーツ世代間交流大会</p> <p>(目的) スポーツを通じ地域の交流の輪を広げ明るく活力のある地域社会を推進する。</p> <p>(内容) 1) グランドゴルフ 2) クロリティー 3) ガラッキー</p> <p>場 所 桔梗が丘小学校 実施日 令和4年3月27日(土) 予算額 90,000円</p>	<p>中 止</p> <p>実績額 0円</p>	<p>中 止</p>
<p>3. 体操会と協働事業</p> <p>(目的) 桔梗が丘の各地域で行なわれている体操会の継続、発展をはかる協働事業及び夏休み小学生児童の参加を促すための参加賞等への補助事業</p> <p>予算額 100,000円</p>	<p>桔梗が丘2番町1区 桔梗が丘4番町 桔梗が丘5番町 桔梗が丘西連合自治会</p> <p>決算額 42,900円</p>	<p>2年連続新型コロナウイルス感染拡大懸念の為、参加者が少なかった。</p>

<p>4. ききょう健康講座</p> <p>(目的) 生活習慣病の予防や暮らしの中でみんなが健康について考え実践してゆく事をテーマに、「ききょう健康講座」を開催して地域の皆様に健康啓発を促してゆく。</p> <p>(内容)</p> <p>1) らく楽体操教室</p> <p>「最近、躓くことが多くなった」 「健康のために何か始めたい」 「自宅で簡単に楽に出来る体操がしたい」と云う方に。</p> <p>*青竹ふみ *音に合わせて有酸素運動 *心地よいストレッチでリラックス *楽しい脳トレ</p> <p>予算額 120,000円</p> <p>2) 楽しい健康づくり講座</p> <p>*健康に関する講演を行う。</p> <p>予算額 20,000円</p> <p>3) 健康リズム体操の実施</p> <p>場 所：桔梗が丘市民センター</p> <p>実施月：7月・9月・11月・1月・3月の年5回実施</p> <p>予算額 50,000円</p> <p>4) 健康ウォーキング</p> <p>場 所：青山高原四季のさと</p> <p>実施月：11月</p> <p>予算額 40,000円</p>	<p>前期4月～9月7回実施 参加者：156名 場所：桔梗が丘市民センター</p> <p>後期10月～3月8回実施 参加者：150名 場所：桔梗が丘市民センター</p> <p>郵便代 2,856円 講師料 90,000円</p> <p>決算額 92,856円</p> <p>中 止</p> <p>決算額 0円</p> <p>実施月：7月・11月・1月 参加者：85名 講師料 24,000円 皆勤賞費 5,688円 諸経費 796円</p> <p>決算額 30,484円</p> <p>実施月：11月3日(祝) 参加者：30名 講師料：10,000円 諸経費：29,915円</p> <p>決算額 39,915円</p>	<p>講師の指導により無理せず運動習慣を身につけることにより、筋力や基礎代謝が向上し生活習慣病の予防にもなった。</p> <p>中 止</p> <p>毎年人気のある体操です。令和4年度も実施します。</p> <p>コロナの影響で2年ぶりの健康ウォーキングを実施し、参加者30名も楽しんでいただきました。 来年度からはノルディックポールを使用して2.5kmのウォーキングを計画します。</p> <p>食生活改善推進協議会の</p>
--	--	--

<p>5) 生活習慣病予防料理教室 *生活習慣病を予防する料理の学習と料理実習 場所：桔梗が丘市民センター調理室 実施月 3回（7月・11月・2月） 予算額 20,000円</p>	<p>実施日：2月22日（火） 内 容：脂質異常改善料理 参加者：15名 講師料： 5,000円 決算額 5,000円</p>	<p>指導のもと栄養に関する知識を学び、健康レシピによる脂質異常改善料理を作る。</p>
<p>6) スクエアステップ 躓き転倒及び認知症予防に効果があり、簡単に楽しく出来るエクササイズ 予算額 40,000円</p>	<p>場所:桔梗が丘市民センター・南市民センター 実施回数：初級 22回 中級 22回 男性のみ9回 決算額 2,508円</p>	<p>スクエアステップは認知症予防にも効果があると言って参加される人が増えています。</p>
<p>7) 広報紙への記事提供 *健康に関する情報を「ききょう通信」に掲載（2ヶ月に1回）をする 予算額 10,000円</p>	<p>「ほっとまち」健康人」を2ヶ月に1回「ききょう通信」に掲載 取材費 1,148円 決算額 1,148円</p>	<p>令和3年度は5人の方を健康人として「ききょう通信」に掲載させて頂きました。</p>
<p>5. 市の集団がん検診を桔梗が丘で実施する。 （肺がん・胃がん・乳がんマンモグラフィー・子宮がん） 予算額 20,000円</p>	<p>実施日：9月12日 場 所：桔梗が丘小学校 （内訳） 受診者数 153名 胃がん 55名 肺がん 48名 大腸がん 71名 乳がん 51名 子宮がん 34名 決算額 0円</p>	
<p>6. 「名張ケンコー！マイレージ」の推進 予算額合計 <u>630,000円</u></p>	<p>イベント登録については地域経営室に15種目提出 決算額 <u>214,811円</u></p>	

住 民 交 流 部 会

令和3年度事業計画	実 績	評価及び反省
<p>1. 桔梗が丘夏まつり</p> <p>子どもから大人まで地域住民が参加し、様々な催しを楽しみ親睦を深める。又地域の人々に地域住民の交流を発信する場とする。</p> <p>実施予定日 令和3年8月21日（土）</p> <p>実施内容</p> <p>① 模擬店（飲食は無し） ② 盆踊り ③ パレード ④ アトラクション ⑤ 模擬店利用券の配布</p> <p>予算額 800,000円</p>	<p>1. 桔梗が丘夏まつり</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">コロナ禍により中止</p> <p>決算額 0円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・6月の理事会において、「コロナウイルスへの感染が懸念される中、多くの参加者が密集する夏まつりを開催するのは困難である。」との理由により令和2年度に続いて令和3年度の夏まつりも中止とした。 ・夏の暑さの中で準備や運営そして、当日夜の後片付けが困難になってきている。また、盆踊りの参加者も減少していることから実施時期を秋にして、地域住民が集える「まつり」としていく。 ・次年度の開催予定日 令和4年10月15日（土） ・場所：英心高校グラウンド
<p>2. ハッピーニューイヤー ききょうフェスタ</p> <p>・新年を祝う行事として位置付け、桔梗が丘住民相互の親睦を図り、住民参加・住民自身でまちづくりを推進して行こうとする意識を高める。</p> <p>・対象は桔梗が丘地区の乳幼児及び児童生徒</p> <p>実施予定日 令和4年1月9日（日）</p> <p>・内容</p> <p>① 世界のおもちゃ体験 ② 科学あそび教室 ③ お菓子の福袋</p> <p>予算額 120,000円 予算額合計 <u>920,000円</u></p>	<p>2. ハッピーニューイヤー ききょうフェスタ</p> <p>・実施にあたっては、世界のおもちゃ体験を地域福祉部会、科学あそび教室は教育文化部会の協力を得て実施した。</p> <p>・コロナウイルス感染防止のために、振る舞いと百人一首の中止、世界のおもちゃ体験と科学遊びの入れ替え中止、お菓子の屋台村をやめて福袋等の対策をとって実施した。</p> <p>・参加者は121人（乳幼児25人、小学生56人、成人40人） スタッフは39人が協力。</p> <p>決算額 82,710円 決算額合計 <u>82,710円</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・参加人数は昨年度に比べ、小学生16名、乳幼児が2名増えた。 ・比較的暖かい天候であったので窓を開放しても寒さを感じなかった。こうした天候も参加者増につながったのではないかと考える。 ・世界のおもちゃ体験と科学遊びは90分の時間が確保できたのでゆっくり体験することができ好評であった。 ・次年度の開催予定日 令和5年1月8日（日） ・場所：桔梗が丘市民センター

教 育 文 化 部 会

令和3年度事業計画	実 績	評価及び反省
<p>1. 第17回桔'ずセミナー 地域の子も達が地域の大人と共に、学びながら触れ合う。地域のおじさん・おばさんとして子どもを見守る。</p> <p>予算額：360,000円</p>	<p>実施：夏の桔'ずセミナー4講座3回開催 内容：料理「シェフに挑戦」 科学「錯覚と手品」手芸「ウォールポケット」 囲碁 実施：冬の桔'ずセミナー3講座1回開催 内容：料理「丸形ケーキ」科学「トランプ手品」手芸「雪ん子」 実施：ハッピーニューイヤーフエスタ協力 内容：科学教室「不思議を考えよう！」 参加者総合計：482名 決算額：301,945円</p>	<p>コロナ対策を充分にし、ボランティアの協力を得て、開催した。コロナ感染状況により夏のセミナーの4回目は中止となった。 皆一生懸命学習し、出席率が高かった。</p>
<p>2. 第25回青少年が語る「こころの思い発表会」 子どもの思いを作文発表することで理解していただき、地域の大人と子どもの距離を縮める。子どもを守り育てる活動に繋げる。</p> <p>予算額：180,000円</p>	<p>「こころの思い発表会」舞台での発表は中止とした。 作文募集は例年通り行い、冊子配布のみの活動とした。 西山嘉一教育長さんに総評をいただいた。 顔写真は各学校に伺い撮影をし、参加賞授与と音楽部支援授与を行った。 決算額：119,227円</p>	<p>桔梗内の5学校 計16名から作文が寄せられ、友達・将来の夢・コロナ・オリンピック、SDGsなど思いを綴ってくれた。 来年こそ発表会を開催したい。</p>
<p>3. 第25回ふるさと歴史ハイキング 参加者が交流を図りながら、地域の歴史や自然を学びふるさとを愛する心を育てる。</p> <p>予算額：50,000円</p>	<p>実施：11月13日（土）晴天 参加者：60名 講師：門田 了三 先生 内容：「宇陀の初瀬街道を歩こう！」 三本松...安産寺...白鳥神社...琴引き峠...元三町並み...大野寺摩崖仏...室口大野 決算額：58,880円</p>	<p>コロナ対策を充分にして開催した。子ども5名の参加があった。安産寺では多くの地域の方にお世話になった。マイレージを初めて取り入れた。</p>
<p>4. 私の一冊文庫</p> <p>予算額：16,000円</p>	<p>実施：毎月第1・3・5木曜日開催 南センターにて本の読み聞かせや話し合いのボランティア活動 絵本展は新型コロナウイルス感染防止の為、中止。 決算額：16,000円</p>	<p>南小・東小・学童・桔梗中ファミリーホームなどに、「私の一冊文庫」コーナーを設置。 今年度で活動を終了とする。</p>
<p>予算額合計 <u>606,000円</u></p>	<p>決算額合計 <u>496,052円</u></p>	

令和3年度事業計画	実 積	評価及び反省
<p>1. 普通救命講習会開催 (年度内 2回開催)</p> <p>予算額 2,000円</p>	<p>令和3年10月31日(日)4名 令和4年 3月 6日(日)中止 合 計 4名 決算額 706円</p>	<p>29回 受講者 423名</p>
<p>2. 防犯パトロールの実施</p> <p>予算額 34,000円</p>	<p>青色回転灯装着車1台で月6回1時間桔梗が丘24区を巡回する。 決算額 13,600円</p>	<p>巡回することで防犯の抑止になる。月4回を日曜、土曜日を増やして6回とした。</p>
<p>3. 命の笛贈呈</p> <p>予算額 15,000円</p>	<p>桔小 88個 東小 33個 南小 32個 決算額 14,685円</p>	<p>3小学校の新入学児童の防犯に役立つように配布。</p>
<p>4. 桔梗が丘自治連合協議会 自主防災推進グループに 協力する。</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大のため研修、講義等活動一時中止。</p>	<p>令和3年4月より再開</p>
<p>5. 「地域の課題」を考える講演、防災について 令和3年9月11日開催 「犯罪被害の抑止にむけて」 講演：名張警察署生活安全課課長</p> <p>予算額 20,000円</p>	<p>新型コロナウイルス感染予防のため中止</p>	<p>令和4年9月10日(土)開催予定</p>
<p>6. 生活安全標語の募集 地域のコミュニティの輪を 広げる事を目的として 区内の3小学校6学年を 対象に募集する。</p> <p>予算額 50,000円</p>	<p>桔梗が丘小学校・・・30名 桔梗が丘南小学校・・・38名 桔梗が丘東小学校・・・28名 合計96名の応募があった。 決算額 48,000円</p>	<p>児童が標語を自ら書くことによって交通安全の大切さを認識する。</p>
<p>7. 「消火栓ホース格納箱」 維持・管理・保守 塗装 部品補填等(設置後10 年経過した所 5ヶ所)</p> <p>予算額 274,000円</p>	<p>ホースの破損、漏水、検査異常無し 桔梗が丘2番町9号公園 桔梗が丘西3番町3号公園 決算額 1,028円</p>	<p>コロナの影響で残り3ヶ所は令和4年度実施予定 桔梗が丘5番町1区7号公園 桔梗が丘南2番町2号公園 桔梗が丘8番町1区18号公園</p>
<p>予算額合計 <u>395,000円</u></p>	<p>決算額合計 <u>78,019円</u></p>	

<p>II 環境を知る活動</p>		
<p>地域の環境を楽しみながら 環境の大切さを体感</p>		
<p>1. 桔梗が丘小学校児童の自然 体験学習支援 ・東山ふれあいの森で実施 実施：11月2日（火） （「子どもたちと地域の絆 づくり事業」・「桔梗が丘み どりの会」との協働連携） 自然体験学習関係費 予算額170,000円</p>	<p>総参加者数 153名 内、快適の参加者 12名 ・冊子発行 ・弁当の手配・配布 ・コース中継所の飲料水手配 決算額 143,412円</p>	<p>桔梗が丘小学校 児童 88名 ボランティア 65名 （学校長、先生含む） ・コースでの記念撮影 ・コース保全・誘導作業 ・トイレ、テント設置</p>
<p>2. 桔梗が丘付近の自然を知る 活動 ・バードウォッチング 桔梗の森公園を中心として 実施：4年1月15日（日）</p>	<p>総参加者数 22名 内、快適の参加者 7名</p>	<p>・コロナ禍の為、観察地域を縮 小して実施</p>
<p>3. 桔梗が丘ホテル観賞会 桔梗が丘5番町、シャックリ 川 予算額 10,000円</p>	<p>・ホテルの餌を調達・育成を図 る 決算額 4,229円</p>	<p>・コロナ禍の為、中止しまし た。</p>
<p>4. 季節の便り 発行・掲示 ・市民センター（桔・南）や桔梗 の森公園東屋に掲示する。</p>	<p>発行・掲示 （特別号5回、ポスター6回）</p>	<p>・関心者も多く、好評を得てお り、今後とも継続していく。</p>
<p>5. 「知る活動」関連経費 講師謝礼予算額 30,000円 傷害保険料予算額 5,000円 資料等調査作成費 予算額 10,000円</p>	<p>決算額 10,000円 決算額 2,745円 決算額 5,000円</p>	<p>・バードウォッチング・セアカ ゴケグモ調査報告 ・桔小体験学習ボランティア・ バードウォッチング参加者 ・ドローンを使用し、桔小自然 体験学習活動記録作成</p>
<p>IIの予算額 225,000円</p>	<p>IIの決算額 165,386円</p>	
<p><u>予算額合計 337,500円</u></p>	<p><u>決算額合計 235,785円</u></p>	

令和3年度事業計画	実 績	評価及び反省
<p>1. 高齢者、障がい者等への友愛訪問活動</p> <p>予算額 40,000円</p>	<p>・毎月1回、第3金曜日定例会後「陽だまり」を持って対象者宅を訪問。</p> <p>・1回当たり約1,050枚で、回覧を含め年間約17,000枚を印刷。</p> <p>決算額 21,272円</p>	<p>・できるだけ声をかけ安否を確認している。</p> <p>・活動に理解を深めてもらうため、年6回各地域で回覧してもらった。</p>
<p>2. 年末友愛訪問</p> <p>予算額 270,000円</p>	<p>プレゼント(チョコレート)を持って対象家庭を訪問。</p> <p>・75歳以上の1人暮らし世帯。</p> <p>・75歳以上の高齢者のみ世帯。</p> <p>・重度の寝たきりや認知症の方等特に見守りの必要な世帯。</p> <p>(860世帯)</p> <p>決算額 276,920円</p>	<p>・ささやかなプレゼントではあるが喜んでもらっている。</p> <p>・団塊の世代が対象になり始め対象人数が増えている。</p>
<p>3. 桔梗が丘「陽だまりのつどい」</p> <p>予算額 200,000円</p>	<p>令和3年10月3日(日)実施予定で計画を進めていたが、コロナウイルスの感染拡大で実施できなかった。対象の80歳以上高齢者全員(1,152人)に除菌シートを届けた。</p> <p>・桔梗が丘「陽だまりのつどい」準備経費 8,398円</p> <p>・除菌シート経費 120,908円</p> <p>決算額 129,306円</p>	<p>・元気な高齢参加者が増え、多くの人が年1回の出会いを楽しみにしてくれているが、残念ながらコロナウイルス感染拡大防止のため実施することができなかった。急遽計画を変更して除菌シートを配付したが、例年は会に参加できない人にも届けることができ、喜んでもらえてよかった。</p>
<p>4. いきいきサロン</p> <p>予算額 480,000円</p>	<p>・地域内の13箇所で、それぞれの実情に合わせて計画を立て、実施する予定をしていたが、コロナウイルスの感染拡大により実施回数が減った地域が多かった。</p> <p>決算額 480,000円</p>	<p>・コロナウイルス防止のための除菌グッズや仕切り板等を購入した。</p> <p>・対象者全員にマスクなどを届けたサロンもある。</p>

<p>5. 障がい者グループホーム交流会</p> <p>予算額 50,000円</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年11月7日(日)、地区内の3箇所のグループホームと交流する予定で計画を立て準備を進めていたが、コロナウイルス感染拡大のため中止とし、手作りの色紙・紙人形・お菓子を届けた。 交流会を経験していない部員が増えてきたので、グループホームの実態等について研修会を実施した。 <p>決算額 26,806円</p>	<ul style="list-style-type: none"> 交流会を開催できず残念だったが研修会を開催して、写真を見たり話を聞くことでグループホームのことを理解できたと思う
<p>6. 赤ちゃん、ちびっ子「なかよし 広場」</p> <p>予算額 60,000円</p>	<ul style="list-style-type: none"> 毎月1回、第3火曜日に未就園児とその保護者が参加した。 <p>決算額 60,791円</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の育児相談、友達づくりの場になっている。 コロナウイルス感染予防のため、6か月間実施することができなかった。その後再開してからも参加者は、例年に比べて少なかった。 感染予防のため、体温計、消毒薬除菌グッズ等購入した。
<p>予算額合計</p> <p><u>1,100,000円</u></p>	<p>決算額合計</p> <p><u>995,095円</u></p>	

別紙 2-1 令和3年度 協議会会計

令和3年度 協議会会計 決算書

収入の部

(単位：円)

項	目	予 算	決 算	差 額	摘 要
1 会費	会費	1,000,000	1,047,000	47,000	地区会費
2 交付金	1 名張市交付金基本額	5,115,000	5,115,000	0	ゆめづくり地域交付金
	2 " (加算額)	5,123,600	5,123,600	0	コミュニティ活動費
	3 " (特別交付金)	300,000	300,000	0	事務局経費
	4 " (人件費)	4,700,000	4,700,000	0	"
	5 市社協交付金	600,000	574,300	△ 25,700	社会福祉協議会
	小 計	15,838,600	15,812,900	△ 25,700	
3 補助金	市社協補助金	200,000	150,000	△ 50,000	いきいきサロン
4 雑収入	1 雑収入	200,000	271,107	71,107	生活習慣病予防普及
	2 車両使用料	50,000	35,560	△ 14,440	軽トラック利用料
5 負担金		5,700,000	4,700,000	△ 1,000,000	人件費負担
6 繰入金(財政調整積立金)		1,000,000	0	△ 1,000,000	
	合 計	23,988,600	22,016,567	△ 1,972,033	
7 繰越金		1,980,089	1,980,089		
	総 合 計	25,968,689	23,996,656	△ 1,972,033	

支出の部

(単位：円)

項	目	予 算	決 算	差 額	摘 要
1 人件費	1 給与・手当	10,176,000	10,123,000	△ 53,000	職員
	2 報酬	840,000	840,000	0	センター長
	3 社会保険料	97,000	94,122	△ 2,878	労災 雇用保険
	小 計	11,113,000	11,057,122	△ 55,878	
2 総務費	1 事業費(敬老費含む)	838,400	632,000	△ 206,400	敬老の祝い品
	2 費用弁償費	500,000	570,800	70,800	各委員会、部会会議出席
	3 会議費	200,000	75,107	△ 124,893	定時総会冊子作成
	4 研修費	100,000	0	△ 100,000	
	5 防犯防災費	200,000	200,000	0	消防団桔梗が丘班活動
	6 備品購入費	150,000	121,000	△ 29,000	パソコン入れ替え
	7 事務費	600,000	97,416	△ 502,584	
	8 車両費	200,000	89,575	△ 110,425	任意保険
	9 ビジョン新規事業費	150,000	150,940	940	プロジェクト事業補助
	10 雑費	50,000	59,968	9,968	無線電波使用 銀行振込
	小 計	2,988,400	1,996,806	△ 991,594	
3 企画運営費	事業費	380,000	132,188	△ 247,812	農楽園整備補助
4 広報費	事業費	1,570,000	1,567,028	△ 2,972	ききょう通信
5 健康推進費	事業費	630,000	214,811	△ 415,189	らくらく体操 健康ハイキング
6 住民交流費	イ 事業費	120,000	82,710	△ 37,290	ハッピーニューイヤーフェスタ
	ロ 夏まつり費	800,000	0	△ 800,000	
	小 計	920,000	82,710	△ 837,290	
7 教育文化費	事業費	606,000	496,052	△ 109,948	桔っずセミナー
8 生活安全費	事業費	395,000	78,019	△ 316,981	防犯パトロール
9 快適環境費	事業費	337,500	235,785	△ 101,715	里山体験学習
10 地域福祉費	事業費	1,100,000	995,095	△ 104,905	いきいきサロン 友愛訪問
11 積立金	財政調整積立金			0	
12 予備費		805,189	2,017,440	1,212,251	(及び 繰越金)
13 コミュニティ活動費		5,123,600	5,123,600	0	
	総 合 計	25,968,689	23,996,656	△ 1,972,033	

<予算の流用について>

当初予算をオーバーする項目については、規程第20条に基づいて流用しております。

協議会会計

別紙2-2 令和3年度末の財産目録及び積立金残高報告書

1、財産目録(令和4年3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部		負債及び正味財産の部	
現 金	44,276	未 払 金	0
預 金	1,973,164	正味財産	2,017,440
合 計	2,017,440	合 計	2,017,440

2、令和3年度（R4.3.31）末の積立金残高（＝普通預金及び定期預金残高）

(単位：円)

		財政調整積立金	自然災害積立金	車両買換積立金	有事の助け合い基金
		(普通預金) [1142048]	(普通預金) [1142055]	(普通預金) [1139275]	(定期預金) [7003074]
繰越金		2,501,021	1,501,021	1,912,790	417,836
増加	積立	—	—	—	—
	利息	18	18	24	35
	計	18	18	24	35
減少		—	—	—	—
残高		2,501,039	1,501,039	1,912,814	417,871

議案第2号 令和3年度“ほっとまち”プロジェクト事業報告及び特別会計決算の承認に関する件

令和3年度の“ほっとまち”プロジェクト事業報告及び特別会計決算の報告を次のとおり行います。

1. ほっとまち茶房ききょう事業
2. 子どもたちと地域の絆づくり事業
3. みどり環境整備保全事業
4. ききょう農楽園事業
5. 桔梗が丘お助けセンター事業

別紙3 令和3年度協議会会計決算監査及び業務監査報告書

1. 令和3年度ほっとまち茶房ききょう事業報告及び特別会計決算報告

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大のために市民センターの利用者も減少した影響で茶房の利用者も昨年度に続き大幅に減少しました。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じて利用者、ボランティアスタッフの安心・安全に努めました。

7月の「シリウス・七夕コンサート」12月には「シリウス・クリスマスコンサート」を開催して住民皆様に喜んで頂きました。しかしながら毎月の歌声喫茶や「新春お楽しみ会」は残念ながら開催が中止となりました。

ロビー内のパネル作品展示について、「絵馬展」「幼稚園・保育園園児作品展」「刺繍作品展」等を観賞して頂きました。

中柱の「ほっとまち茶房ききょうギャラリー」の作品展示についてもサークル団体の協力を頂き、素晴らしい作品を展示し住民皆様に観賞して頂きました。

ききょう農楽園の農産物の販売については、年間12日間実施しました。

令和3年度開業日数	178日
売上総額	495,000円
1日平均売上額	2,780円

・令和3年度ほっとまち茶房ききょう特別会計決算書

(収入の部)

(単位 円)

区分	予算額	決算額	摘要
利用料収入	600,000	495,000	コーヒー等
市社協補助金	50,000	50,000	補助金、共同募金還付金
繰越金	5,668	5,668	令和2年度繰越金
雑収入	32	4	預金利息
合計	655,700	550,672	

(支出の部)

(単位 円)

区分	予算額	決算額	摘要
運営経費	625,700	477,811	材料費、交通費実費弁償、消耗品等
積立金	30,000	30,004	茶房備品等購入資金積立
繰越金	0	42,857	令和3年度繰越金
合計	655,700	550,672	

・令和3年度ほっとまち茶房ききょう積立金決算書

(単位 円)

令和2年度末残高	令和3年度積立	預金利息	令和3年度支出	令和3年度末残高
482,914	30,000	4	0	512,918

2. 令和3年度子どもたちと地域の絆づくり事業連絡協議会 事業報告

早や事業は9年目となり、令和3年度は桔梗が丘子どもたちと地域の絆づくり事業連絡協議会主催の3校合同事業として、引き続き通学路花いっぱい運動を中心に据えつつ、又平成29年度より取り組んだ東山自然体験学習は昨年は桔梗が丘南小学校が、今年度は快適環境部会と桔梗が丘みどりの会との協働で学校、PTA、ボランティア、地域の皆さんがひとつに成り成功した経験を活かし、東山ふれあいの森を舞台に桔梗が丘小学校の児童（4年生88人）が参加しました。

通学路花いっぱい運動については、数年に亘り経験した結果、春の花苗はうまく育て易いが、秋植えの花苗は育成が難しいために花の業者より花苗を仕入れています。今後も単独事業の考え方の共有を進めて行きたいと考えています。他部会との連携につきましては、快適環境部会、桔梗が丘みどりの会、教育文化部会等の協働を維持してまいります。

予算につきましては、名張市放課後子ども教室事業委託172,000円、みえ森と緑の県民税市町交付金100,000円と自治連合協議会負担金30,000円を事業費に充てました。

令和3年度子どもたちと地域の絆づくり事業特別会計決算書

(収入の部)

(単位 円)

区分	予算額	決算額	摘要
事業委託費	172,000	172,000	名張市放課後子ども教室事業
助成金	100,000	100,000	みえ森と緑の県民税市町交付金
協議会負担金	30,000	30,000	桔梗が丘事治連合協議会
合計	302,000	302,000	

(支出の部)

(単位 円)

区分	予算額	決算額	摘要
報償費	82,000	72,000	サポーター費用弁償金
需用費	220,000	230,000	花苗、肥料、缶バッジ、バス代金
合計	302,000	302,000	

3. みどり環境整備保全事業（桔梗が丘みどりの会事業）令和3年度活動実績報告

桔梗が丘地内には、桔梗の森公園（10号公園）、鳴滝公園（11号公園）、野鳥公園（西5号公園）をはじめとして多くの自然緑地が残されており、桔梗が丘のまちづくりにかけがえのないものとなっている。しかし面積も広く名張市の管理だけでは充分いきとどいていないのが現状である。そこで、こういった環境を整備保全する目的で、桔梗が丘自治連合協議会プロジェクト事業組織として、“桔梗が丘みどりの会”を組織し、ボランティアスタッフにより取り組んでいる。桔梗が丘みどりの会では、令和3年度においても下記のとおり取り組んだ。

（1）桔梗が丘地内の近隣公園及び緑地の整備保全活動の実施

桔梗の森公園（10号公園）、鳴滝公園（11号公園）、野鳥公園（西5号公園）において、枯木の伐倒処理、園路整備、希少植物の保護、補植的な植樹等整備保全の作業を毎月定期的に年間延べ22回実施した。

これらを進めるため名張市みえ森と緑の県民税市町交付金活用事業の補助金を受け、桔梗の森公園（10号公園）をはじめとした自然緑地の植物保護を行うと共に、自然環境の保全活動を実施した。

（2）東山ふれあいの森における環境教育推進事業の取組

子どもたちと地域の絆づくり事業連絡協議会及び快適環境部会並びに桔梗が丘小学校と連携して、東山ふれあいの森において11月2日（火）桔梗が丘小学校児童を対象に、子どもたちが里山にふれその大切さを学ぶ環境教育推進事業に取り組んだ。

（3）桔梗の森公園（10号公園）名張市との受委託契約に基づく清掃作業の実施

桔梗の森公園（10号公園）において名張市との受委託契約に基づき清掃作業を実施し、桔梗の森公園（10号公園）の管理に努めた。

令和3年度特別会計決算書みどり環境整備保全事業（桔梗が丘みどりの会事業）

（収入）

（単位：円）

区 分	予算額	決算額	摘 要
委託料	79,200	79,200	名張市桔梗の森公園 清掃作業委託料
みえ森と緑の県民税 市町交付金	240,000	240,000	名張市補助金
雑収入	1,000	4,373	実費報償費・利息 ・寄付金等
繰越金	79,600	79,600	前年度（令和2年度） より繰越
合 計	399,800	403,173	

(支出)

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	摘 要
需用費・備品購入費 等	349,800	272,124	<事業対応内訳> みえ森と緑の県民税 交付金事業分 240,370 一般分 31,754
保険料	10,000	5,600	ボランティアスタッフ保険料
報償費	40,000	40,200	ボランティアスタッフ実費報 償
繰越金	—	85,249	次年度への繰越金
合 計	399,800	403,173	

「令和3年度機械施設修繕整備積立金決算」

令和2年度末決算 積立金額	300,000円
令和3年度取崩額	0円
令和3年度積立額	0円
令和3年度末決算 積立金額	300,000円

4. ききょう農楽園事業（令和3年度実績報告及び決算）

ききょう農楽園は、本年度も農薬や化学肥料を使用しない根菜類を中心に栽培、地域の皆さんに提供してきました。

今年度は、新型コロナウイルスの影響で昨年度に続き、桔梗が丘夏祭り、桔梗が丘西地区のイベントや桔梗が丘健康フェスタのイベントが中止となり、収穫物を提供する機会が無くなりました。そこで、ききょう農楽園主催のイベントとして、『玉ねぎの販売会』や『サツマイモ掘り体験』を実施しました。『サツマイモ掘り体験』は、募集当日に定員一杯になるほどの盛況ぶりでした。一方、収穫した野菜は、ほっとまち茶房の協力を得た販売やお助けセンターへも販売いたしました。

また、今年度は新たに1名の方が参加されることになり増員となりました。しかしながら、農作業は人手が掛かりますので、参加者募集は今後も積極的に行っていきます。

・令和3年度ききょう農楽園特別会計決算書

収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	摘 要
会 費	61,400	65,800	
売上金	40,000	61,700	
鳥獣捕獲奨励金等	5,000	3,000	
雑収入		2	預金利息
繰越金	55,206	55,206	
合 計	161,606	185,708	

支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	摘 要
消耗品費	70,000	61,309	
雑費	47,000	44,858	
積立金		30,000	
予備費（繰越金）	44,606	49,541	次年度繰越
合 計	161,606	185,708	

令和3年度積立金残高

(単位：円)

区 分	修繕整備積立金
前年度末残高	115,000
令和3年度積立	30,000
令和3年度末残高	145,000

5. 令和3年度桔梗が丘お助けセンター事業

令和3年度お助けセンターの活動実績は次のとおりです。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、活動を自粛し支援サービスを休止したため利用者に不便を掛けてしまいました。また、昨年度に続き、消毒液、マスク等衛生用品、検温器具、使い捨て弁当箱等コロナ対策費用が発生しました。

1. センター全般

運営管理システムは、家事支援及び外出支援において、事務の流れに即したシステムに仕上げる作業を概ね完了しました。

2. 家事支援サービス

年間依頼件数 37件 [作業実施件数 34件]

(内訳 庭管理 [24]件 大工仕事 [6]件 重量物移動 [4]件)

3. 外出支援サービス

活動自粛による支援サービスの一時期休止、並びに利用者のコロナ禍で外出自粛等により、利用件数が減少しました。

利用者登録 55名 利用件数 568件 (延1110回)

行先の内訳 医療機関 446件 79%

4. 配食サービス

コロナ禍で細心の注意を払いながら調理を行い、また、使い捨て弁当箱を使用するなどの運営管理を行いました。

利用者登録 87名

延利用件数 5858食 (毎週月、水、金曜日)

収支決算 (案)

収入の部

(単位：円)

区分	予算額	決算額	摘要
市補助金	1,500,000	1,500,000	
社協助成金	550,000	550,000	
地域負担金	100,000	100,000	
利用料	4,627,000	3,596,350	
雑収入	130	117	
前期繰越金	372,870	372,870	
合計	7,150,000	6,119,337	

利用料内訳	家事支援	112,550円
	外出支援	554,800円
	配食支援	2,929,000円

支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	摘 要
総 務 費	1,800,000	528,344	
家事支援費	300,000	168,842	
外出支援費	700,000	1,063,443	
配食支援費	4,100,000	3,980,340	
積 立 金	0	111	
予 備 費	250,000		
繰 越 金	0	378,257	
合 計	7,150,000	6,119,337	

令和3年度積立金

(単位：円)

	設備及び備品等修繕整備積立金	公用車購入積立金
令和2年度末残高	590,034	1,100,102
令和3年度積立預金	17	94
令和3年度末残高	590,051	1,100,196

別紙3

令和3年度 桔梗が丘自治連合協議会監査報告

私たち監事は、桔梗が丘自治連合協議会規約第9条及び93条に基づき、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度の会計書類について監査いたしました。

その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査日時

令和4年4月9日（土）（於）桔梗が丘市民センター

2. 監査の方法及びその内容

毎月開催される理事会に出席し、各理事から職務の執行状況について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し理解に努めました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の確認を行い検討いたしました。

3. 監査の結果

(1) 協議会会計決算監査

桔梗が丘自治連合協議会会計決算について、会計帳簿等関係書類を確認し、監査した結果適正に処理されていることを認めます。

(2) プロジェクト事業に係る特別会計決算報告

桔梗が丘自治連合協議会プロジェクト事業に係る特別会計決算について、会計帳簿等関係書類を確認し、監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

(3) 協議会業務結果について

今年度も「新型コロナウイルス」の影響を受け、各委員会及び部会並びに各プロジェクト事業で、当初の年度計画が一部未実施やむなきに至るところもありましたが、そのような中でも、機会を逃さず事業の実施に取り組まれてきました。

また、住民アンケートによる地域の意見を反映した第2次桔梗が丘地域ビジョン「桔梗が丘“ほっとまち”構想」をまとめ上げられ、新たなスタートラインを引かれた事など評価するものです。

また、プロジェクト事業においては、5つのプロジェクト事業組織が独自に事業展開し予算的にも自立していることは、高く評価されるものです。

しかし、一方では各活動を担う人材において、ここ数年、各委員会・部会・プロジェクト事業ともに高齢化が進んでおり一部支障も見受けられてきています。

今後、人材育成及び確保に取り組む桔梗が丘自治連合協議会が持続的に発展して欲しいと念願するものです。

令和4年4月9日

監事 中村 満 (印)

監事 山崎 有三 (印)

議案第3号 令和3年度市民センター事業報告及び市民センター会計決算の承認に関する件

令和3年度の市民センター事業報告及び市民センター会計決算の報告を別紙のとおり行います。

なお、令和4年4月9日に監事より市民センター会計決算の監査を受け、適正に執行したことの承認を得ております。

別紙4 令和3年度市民センター事業報告書

別紙5-1 令和3年度市民センター会計決算書

別紙5-2 令和3年度末の財産目録及び積立金残高報告書

別紙6 令和3年度市民センター会計決算監査及び業務監査報告書

別紙 4

令和 3 年度 市民センター生涯学習事業実績報告

○教室・学級

桔梗が丘市民センター・南市民センター

名称	開催時期と回数（計画）	開催・実施状況	開催内容
「スマホ教室」	<ul style="list-style-type: none"> ・初級（初心者）。年 2 回のコース設定を予定。 ・ 7 月 24 日と 7 月 31 日の 2 コース。 ・各コース：午前と午後、各 3 時間 	<ul style="list-style-type: none"> ・開催日（実施日）： 7 月 24 日、7 月 31 日、 2 コースを開催実施。 ・生徒数 10 名×2 回 ・講師 古川 敦子 マイクロソフト公認講師 ・於 センター102 号室 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65 歳以上のスマホデビュー者が多い。 ・住民の「訊く、知る、学ぶ」の好奇心を満たす市民センター主催講座 ・資料代 500 円要。
「天体観測会」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9 月 11 日（土曜）予定 ・予備日 9 月 12 日（日）。 ・夏の夜空に輝く星を天体望遠鏡で観察しよう。 ・前半に座学（勉強）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開催日（実施日）： ・ 11 月 14 日（日曜日） ・親子連れを中心に 30 名が参加。 ・ 9 月からの延期のもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大人と子供の天体観測」の名前で、長年に亘り地域の若い親子に人気がある、屋外での生涯学習の授業。
ふるさと学習 「なばり学」	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふるさと名張」を現代の視点で学習。年 1 回。 ・今回のテーマは「名張の河川の治水とダム」。 ・「講座」と「ダムの見学」。 	<ul style="list-style-type: none"> * 9 月開催を予定したが開催せず。 	<ul style="list-style-type: none"> 「新型コロナウイルス感染拡大防止」により中止。

○講座（講演）

名称	開催時期と回数（計画）	場所と実施状況	開催内容
健康と体操の講座 「よくバリ青春体操」	<ul style="list-style-type: none"> ・年間 20 回程度の開催 ・月 2 回。14:00～15:00 ・第 2 木曜と第 4 木曜。 ・第 1 回～4 月 22 日（木） 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民センター講堂 ・まちの保健師さん、健康推進部のボランティアさんがリーダーで参加。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 月 22 日～1 月 13 日まで 15 回の開催。 ・コロナウィルスの影響で休講が発生。
「心の洗濯をする 写仏・写経」	<ul style="list-style-type: none"> ・年 2 回（11 月と 2 月）の開催予定。 ・市のマイクロバス利用、 ・當麻寺、薬師寺など。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人では経験しがたい古刹での写仏修業。 ・令和 4 年 1 月 開催予定したが開催せず。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大で「まん延防止措置等」により中止。
プチコンサート 地域の学校吹奏楽部、音楽部などの演奏会。	<ul style="list-style-type: none"> ・年 1 回 12 月の開催 ・今年は 12 月 18 日（土）。 ・今年は 2 部制にはしない 	<ul style="list-style-type: none"> ・名張高校 吹奏楽部 ・名張青峰高校 吹奏楽部 箏曲部 ・桔梗が丘中学 音楽部 	<ul style="list-style-type: none"> ・午後 12:30～午後 4:00 ・延べ 200 名の参観者。

市民センター会計 決算書

収入の部

(単位：円)

項	目	予 算	決 算	差 額	摘 要
1	指定管理料	11,558,822	11,558,822	0	管理業務受託
2	1 センター利用料	2,100,000	2,187,223	87,223	
	2 コピー利用料	650,000	321,375	△ 328,625	
	小 計	2,750,000	2,508,598	△ 241,402	
3	その他収入				
	雑収入	50,000	54,214	4,214	自動販売機電気代
	小 計	14,358,822	14,121,634	△ 237,188	
4	繰入金				
	1 積立基金	1,200,000	1,099,000	△ 101,000	
	2 光熱費負担金	170,000	154,500	△ 15,500	お助け配食部負担
	合 計	15,728,822	15,375,134	△ 353,688	
5	繰越金	926,127	926,127	0	
	総 合 計	16,654,949	16,301,261	△ 353,688	

支出の部

項	目	予 算	決 算	差 額	摘 要
1	管理費				
	1 消耗品費	600,000	645,976	45,976	コピー用紙、インク
	2 光熱水費	2,750,000	2,628,724	△ 121,276	
	3 修繕料	600,000	538,340	△ 61,660	和室畳替え トイレ修理
	4 電話料	100,000	109,430	9,430	
	5 委託手数料	3,000,000	3,206,274	206,274	夜間警護 館内清掃
	6 備品購入費	1,300,000	1,128,298	△ 171,702	事務所内ロッカー入れ替え
	7 使用料及び賃借料	860,000	852,522	△ 7,478	印刷機リース
	8 車両費	200,000	126,875	△ 73,125	車検 ガソリン
	小 計	9,410,000	9,236,439	△ 173,561	
2	運営費				
	1 報償費	150,000	95,000	△ 55,000	教室開催
	2 旅費	10,000	0	△ 10,000	
	3 印刷製本費	0	0	0	
	4 郵便料	60,000	20,190	△ 39,810	
	5 事業費	450,000	62,110	△ 387,890	天体観測 よくばり体操
	6 雑費	15,000	16,800	1,800	
	小 計	685,000	194,100	△ 490,900	
3	負担金				
	人件費負担金	5,700,000	4,700,000	△ 1,000,000	
5	消費税	783,200	743,700	△ 39,500	
6	予備費	76,749	1,427,022	1,350,273	(及び 繰越金)
	総 合 計	16,654,949	16,301,261	△ 353,688	

<予算の流用について>

当初予算をオーバーする項目については、規程第20条に基づいて流用しております。

市民センター会計

1、財産目録(令和4年3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部		負債及び正味財産の部	
現 金	327,446	未払金(※)	364,800
預 金	1,464,376	正味財産	1,427,022
合 計	1,791,822	合 計	1,791,822

※ 未払金は 「消費税 364,800」

2、令和3年度末(R4.3.31)の積立金残高(=普通預金残高)

(単位：円)

		周年事業積立金	設備・備品購入積立金	車輛購入積立金
		(普通預金) [622269]	(普通預金) [622241]	(普通預金) [622255]
繰越金		1,274,568	1,700,426	1,120,137
増加	積立	—		
	利息	12	10	10
	計	12	10	10
減少		—	1,099,000	—
残高		1,274,580	601,436	1,120,147

別紙6

令和3年度 桔梗が丘市民センター監査報告

私たち監事は、桔梗が丘自治連合協議会規約第9 2条及び9 3条に基づき、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度の会計書類について監査を行いました。

その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査日時 令和4年4月9日（土） （於）桔梗が丘市民センター

2. 監査の方法及びその内容

毎月開催される理事会に出席し、関係理事から職務の執行状況について報告を受け理解に努めました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の確認を行い検討いたしました。

3. 監査の結果

(1) 市民センター会計決算監査

桔梗が丘市民センター会計決算について、会計帳簿等関係書類を確認し、監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

(2) 市民センター業務結果について

桔梗が丘市民センターでは、今年度も「新型コロナウイルス」の影響を受け、予定していた多くの催しものは中止を余儀なくされました。

そのような中、できる限り多くの利用者を迎えるべく対応に尽力されていることに理解を示すものであります。

老朽化した建物の一部改修が行われ、よりよき業務環境を整えられました。来年度は第2次“ほっとまち”構想のスタートの年として充実した館の運営、即ち、健康的で文化的な集いの場として、多くの人々が利活用しやすい市民センターとしてより発展されることを願います。

令和4年4月9日

監事 中村 満 (印)

監事 山崎 有三 (印)

議案第4号 桔梗が丘自治連合協議会規約一部改定の承認に関する件

桔梗が丘自治連合協議会規約（改定案）

現行規約	改定規約案
<p>(会 員)</p> <p>第7条</p> <p>2 前項で規定する団体は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 桔梗が丘地区自治会又は区</p> <p>(2) 桔梗が丘地区婦人会</p> <p>(3) 桔梗が丘地区高齢者の会</p> <p>(4) 桔梗が丘地区こども会育成会</p> <p>(5) 桔梗が丘地区保育所、幼稚園及び保護者会</p> <p>(6) 桔梗が丘地区小学校、中学校、高等学校、並びにPTA</p> <p>(7) 桔梗が丘地区民生委員児童委員協議会</p> <p>(8) 桔梗が丘商店街</p> <p>(9) 名張市消防団蔵持分団川北部桔梗が丘班</p>	<p>(会 員)</p> <p>第7条</p> <p>2 前項で規定する団体及び事業所は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 桔梗が丘地区自治会又は区</p> <p>(2) 桔梗が丘地区婦人会</p> <p>(3) 桔梗が丘地区高齢者の会</p> <p>(4) 桔梗が丘地区こども会育成会</p> <p>(5) 桔梗が丘地区保育所、幼稚園及び保護者会</p> <p>(6) 桔梗が丘地区小学校、中学校、高等学校、並びにPTA</p> <p>(7) 桔梗が丘地区民生委員児童委員協議会</p> <p>(8) 桔梗が丘商店会</p> <p>(9) 名張市消防団蔵持分団川北部桔梗が丘班</p>
<p>(定 数)</p> <p>第9条 評議員の定数は、40名以内とする。</p> <p>2 評議員の選出母体は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 桔梗が丘自治会又は区 24名</p> <p>(2) 事業部会 6名</p> <p>(3) 団体等 10名以内</p>	<p>(定 数)</p> <p>第9条 評議員の定数は、45名以内とする。</p> <p>2 評議員の選出母体は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 桔梗が丘自治会又は区 24名</p> <p>(2) 事業部会 6名</p> <p>(3) 地域事業部会 5名</p> <p>(4) 団体等 10名以内</p>
<p>(役 割)</p> <p>第10条 評議員は、定時総会及び臨時総会において、理事会が提案する議案を審議し、議決する。</p> <p>2 評議員は、協議会の運営の諸事項について、調査等をおこない、理事会に提案することができる。</p>	<p>(役 割)</p> <p>第10条 評議員は、定時総会及び臨時総会において、理事会が提案する議案を審議し、議決する。</p> <p>2 評議員は、協議会の運営の諸事項について、理事会に提案することができる。</p>
<p>(選 出)</p> <p>第11条 地区自治会選出の評議員は、各自治会の会長、区長またはその組織の責任者が選出し、会長宛選出届けを提出する。</p> <p>2 各事業部会選出の評議員は、部会長が選出</p>	<p>(選 出)</p> <p>第11条 地区自治会選出の評議員は、各自治会の会長、区長またはその組織の責任者が選出し、協議会会長（以下「会長」という。）宛選出届けを提出する。</p>

<p>し、会長宛選出届けを提出する。</p> <p>3 各種団体選出の評議員は、団体の代表者または責任者が選出し、会長宛選出届けを提出する。</p>	<p>2 各事業部会及び地域事業部会の評議員は、部会長が選出し、会長宛選出届けを提出する。</p> <p>3 各種団体の評議員は、団体の代表者または責任者が選出し、会長宛選出届けを提出する。</p>
<p>(総会の招集)</p> <p>第14条 総会は、協議会会長（以下「会長」という。）が招集する。</p>	<p>(総会の招集)</p> <p>第14条 総会は、会長が招集する。</p>
<p>(議長等の役割)</p> <p>第21条</p> <p>2 議長は、第10条第2項に関して、研修の会議等を開催することができる。</p>	<p>(議長等の役割)</p> <p>第21条</p> <p>2 議長は、第10条第2項に関して、研修や会議等を開催することができる。</p>
<p>(定数)</p> <p>第26条 理事の定数は20名以内とする。</p>	<p>(定数)</p> <p>第26条 理事の定数は25名以内とする。</p>
<p>(理事)</p> <p>第27条 理事は、次の各号に掲げる者を充て総会の承認を得て就任する。</p> <p>(1) 自治連合会代表幹事及び4ブロック選出の幹事</p> <p>(2) 総務委員会委員長</p> <p>(3) 企画運営委員会委員長</p> <p>(4) 広報委員会委員長</p> <p>(5) 事業部会部会長</p> <p>(6) 桔梗が丘市民センター長</p> <p>(7) 会計統括責任者</p>	<p>(理事)</p> <p>第27条 理事は、次の各号に掲げる者を充て総会の承認を得て就任する。</p> <p>(1) 自治連合会代表幹事及び4ブロック選出の幹事</p> <p>(2) 総務委員会委員長</p> <p>(3) 企画運営委員会委員長</p> <p>(4) 広報委員会委員長</p> <p>(5) 事業部会部会長</p> <p>(6) 子どもたちと地域の絆づくり事業連絡協議会会長</p> <p>(7) 桔梗が丘お助けセンター長</p> <p>(8) 桔梗が丘市民センター長</p> <p>(9) 会計責任者</p>
<p>(議決事項)</p> <p>第44条 連合会における審議事項は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 理事会への付託事項</p> <p>(2) 連合会の活動方針に関する事項</p> <p>(3) 桔梗が丘全地区に係る自治会活動に関する事項</p> <p>(4) 委員会に対する要請に関する事項</p> <p>(5) 事業部会よりの要請及び協力体制に関する事項</p> <p>(6) その他連合会会員よりの要請に関する事項</p>	<p>(議決事項)</p> <p>第44条 連合会における審議事項は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 理事会への付託事項</p> <p>(2) 連合会の活動方針に関する事項</p> <p>(3) 桔梗が丘全地区に係る自治会活動に関する事項</p> <p>(4) 委員会に対する要請に関する事項</p> <p>(5) 事業部会よりの要請及び協力体制に関する事項</p> <p>(6) 地域事業部会よりの要請及び協力体制に関する事項</p>

	(7) その他連合会会員よりの要請に関する事項
(役 職) 第49条 委員会に、委員長、副委員長各1名を置く。	(役 職) 第49条 委員会に、委員長、副委員長を置く。
(招 集) 第53条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。	(招 集) 第53条 委員会は、必要に応じて委員長が 招集する 。
(議 決) 第54条 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	(議 決) 第54条 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、 委員長の決する ところによる。
(議事録) 第55条 委員会の議事は、議事録を作成しなければならない。 2 議事録には、議長及び委員会において選任された議事録署名人2名が署名、捺印しなければならない。	(議事録) 第55条 議事録を作成し、委員長が署名する 。 2 削除
第6章 事業部会及びプロジェクト事業部会	第6章 事業部会
(招 集) 第63条 事業部会は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。	(招 集) 第63条 事業部会は、必要に応じて部会長が招集する 。
(議 決) 第64条 事業部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	(議 決) 第64条 事業部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、 部会長の決する ところによる。
(議事録) 第65条 事業部会の議事は、議事録を作成し部会長が署名する。	(議事録) 第65条 議事録を作成し部会長が署名する 。
新 設	第7章 地域事業部会 (地域事業部会) 第67条 協議会に第5条に規定する事業を行うため「ほっとまち茶房ききょう」「子どもたちと地域の絆づくり」「みどり環境整備保全」「ききょう農楽園」「桔梗が丘お助けセンター」の5地域事業部会を置く。 2 各地域事業部会が行う事業の範囲は、施行規則に定める。 (構 成)

	<p>第 68 条 地域事業部会は、協議会の会員、会員が団体にあつては当該団体が指名するものをもって構成する。</p> <p>(役 職)</p> <p>第 69 条 地域事業部会に、部会長及び副部会長を置く。</p> <p>(選 出)</p> <p>第 70 条 地域事業部会の部会長及び副部会長は、理事会の承認を得て会長が任命する。</p> <p>(任 期)</p> <p>第 71 条 部会長及び副部会長の任期は、第 12 条の規定を準用する。</p> <p>(役 割)</p> <p>第 72 条 地域事業部会は、第 5 条に規定する事業を行うため、活動の企画立案を行い、連合会及び理事会の協力のもと実施する。</p> <p>2 独立採算制を原則とする。</p> <p>(招 集)</p> <p>第 73 条 地域事業部会は、必要に応じて部会長が招集する。</p> <p>(議 決)</p> <p>第 74 条 地域事業部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 75 条 議事録を作成し部会長が署名する。</p> <p>(設 置)</p> <p>第 76 条 協議会は、必要に応じて新たな地域事業部会を置くことができる。</p> <p>2 新たな地域事業部会設置は、理事会で決定し、総会の承認を得るものとする。</p>
新 設	第 8 章 プロジェクト事業部会
<p>(プロジェクト事業部会)</p> <p>第 67 条 協議会に地域ビジョンにより策定された事業を行うにあたり、プロジェクト事業部会を置くことができる。</p> <p>2 プロジェクト事業部会は、それぞれの目的達成に向けて計画を策定し運営を行う。</p>	<p>(プロジェクト事業部会)</p> <p>第 77 条 協議会に地域ビジョンにより策定された事業を行うにあたり、プロジェクト事業部会を置くことができる。</p> <p>2 プロジェクト事業部会は、それぞれの目的達成に向けて計画を策定し運営を行う。</p>
(構 成)	(構 成)

第 68 条 プロジェクト事業部会は、協議会の会員、会員が団体にあつては該当団体が指定する者をもって構成する。	第 78 条 プロジェクト事業部会は、協議会の会員、会員が団体にあつては該当団体が指定する者をもって構成する。
新 設	(役 職) 第 79 条 プロジェクト事業部会に、部会長及び副部会長を置く。
新 設	(選 出) 第 80 条 プロジェクト事業部会の部会長及び副部会長は、理事会の承認を得て会長が任命する。
新 設	(任 期) 第 81 条 部会長及び副部会長の任期は、第 12 条の規定を準用する。
(運 営) 第 69 条 プロジェクト事業部会は、目的達成等のために規約等を作成し運営を行う。 2 運営は、独立採算制を原則とする。	(運 営) 第 82 条 プロジェクト事業部会は、目的達成等のために規約等を作成し運営を行う。 2 運営は、独立採算制を原則とする。
新 設	(議 決) 第 83 条 プロジェクト事業部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
(議事録) 第 70 条 プロジェクト事業部会の議事は、議事録を作成しなければならない。 2 議事録には、議事録署名人 2 名が署名、捺印をしなければならない。	(議事録) 第 84 条 議事録を作成し部会長が署名する。 2 削除
(報告義務) 第 71 条 プロジェクト事業部会は、理事会と自治連合会に、9月に活動中間報告を、3月に活動年間報告及び決算報告を行うとともに、次年度の事業計画を提出しなければならない。 2 プロジェクト事業部会は、理事会及び自治連合会より活動等に関する報告要請を請けた時、速やかにこれに応じなければならない。 3 理事会は、プロジェクト事業部会の活動状況を総会に報告し、承認を得なければならない。	(報告義務) 第 85 条 プロジェクト事業部会は、理事会と自治連合会に、9月に活動中間報告を、3月に活動年間報告及び決算報告を行うとともに、次年度の事業計画を提出しなければならない。 2 プロジェクト事業部会は、理事会及び自治連合会より活動等に関する報告要請を請けた時、速やかにこれに応じなければならない。 3 理事会は、プロジェクト事業部会の活動状況を総会に報告し、承認を得なければならない。

第7章 施設管理運営	第9章 施設管理運営
<p>(施設の管理運営)</p> <p>第72条 協議会は、名張市の条例で定める指定管理者制度により、施設の管理運営を行うことができる。</p> <p>2 名張市との協定及び契約条件の変更又は解約については、理事会の承認を得るものとする。</p> <p>3 協議会は、施設の管理にあたり、指定管理者制度の趣旨を尊重し、地域住民の活動拠点として利用者の立場をよく理解して行わなければならない。</p>	<p>(施設の管理運営)</p> <p>第86条 協議会は、名張市の条例で定める指定管理者制度により、施設の管理運営を行うことができる。</p> <p>2 名張市との協定及び契約条件の変更又は解約については、理事会の承認を得るものとする。</p> <p>3 協議会は、施設の管理にあたり、指定管理者制度の趣旨を尊重し、地域住民の活動拠点として利用者の立場をよく理解して行わなければならない。</p>
<p>(施設)</p> <p>第73条 協議会が指定管理者制度により管理運営する施設は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 桔梗が丘市民センター</p> <p>(2) 桔梗が丘南市民センター</p>	<p>(施設)</p> <p>第87条 協議会が指定管理者制度により管理運営する施設は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 桔梗が丘市民センター</p> <p>(2) 桔梗が丘南市民センター</p>
第8章 受託事業	第10章 受託事業
<p>(受託事業)</p> <p>第74条 協議会は、名張市の業務を契約に基づき受託すること（以下「受託事業」という。）ができる。</p>	<p>(受託事業)</p> <p>第88条 協議会は、名張市の業務を契約に基づき受託すること（以下「受託事業」という。）ができる。</p>
<p>(受託事業の執行)</p> <p>第75条 協議会は、事業計画等を作成し、受託事業を執行する。</p>	<p>(受託事業の執行)</p> <p>第89条 協議会は、事業計画等を作成し、受託事業を執行する。</p>
第9章 事務局	第11章 事務局
<p>(事務局)</p> <p>第76条 協議会の円滑な運営を行うため事務局を置く。</p> <p>2 事務局にチーフと会計統括責任者を置く</p> <p>3 事務局職員の定数は10名以内とする。</p>	<p>(事務局)</p> <p>第90条 協議会の円滑な運営を行うため事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長（市民センター長兼務）と会計責任者を置く。</p> <p>3 事務局の定数は10名以内とする。</p>
<p>(職務)</p> <p>第77条 事務局職員の職務は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 協議会の運営に関する事項</p>	<p>(職務)</p> <p>第91条 事務局の職務は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 協議会の運営に関する事項</p>

<p>(2) 市民センターの管理運営に関する事項</p> <p>(3) 協議会の事業及び市民センター活動を円滑に遂行するための業務に関する事項</p> <p>(4) 総会、理事会、連合会及び委員会の会議に関する事項</p> <p>(5) 名張市との連絡調整に関する事項</p> <p>(6) 構成団体との連絡調整に関する事項</p> <p>(7) その他、会長及び市民センター長が必要と認める事項</p> <p>2 チーフ及び会計統括責任者は、会長及び市民センター長の職務命令により、業務を遂行する。</p> <p>3 事務局員は、チーフ及び会計統括責任者の職務命令により、業務を遂行する。</p>	<p>(2) 市民センターの管理運営に関する事項</p> <p>(3) 協議会の事業及び市民センター活動を円滑に遂行するための業務に関する事項</p> <p>(4) 総会、理事会、連合会及び委員会の会議に関する事項</p> <p>(5) 名張市との連絡調整に関する事項</p> <p>(6) 構成団体との連絡調整に関する事項</p> <p>(7) その他、会長が必要と認める事項</p> <p>2 削除</p> <p>3 削除</p>
第 10 章 会 計	第 12 章 会 計
<p>(会 計)</p> <p>第 78 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。</p> <p>2 協議会の会計は、協議会会計及び市民センター会計、並びに特別に設置を必要とする場合の特別会計とする。</p>	<p>(会 計)</p> <p>第 92 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。</p> <p>2 協議会の会計は、協議会会計及び市民センター会計、並びに特別に設置を必要とする場合の特別会計とする。</p>
<p>(財 産)</p> <p>第 79 条 協議会の財産は、会費、負担金、事業に伴う収入、市の交付金及び寄付金等の収入による。</p> <p>2 協議会の財産は、理事会の定めるところにより会長が管理する。</p> <p>3 協議会が解散する場合の財産処分は、総会の決するところによる。</p>	<p>(財 産)</p> <p>第 93 条 協議会の財産は、会費、負担金、事業に伴う収入、市の交付金及び寄付金等の収入による。</p> <p>2 協議会の財産は、理事会の定めるところにより会長が管理する。</p> <p>3 協議会が解散する場合の財産処分は、総会の決するところによる。</p>
<p>(経 費)</p> <p>第 80 条 協議会の経費は、財産をもって充てる。</p>	<p>(経 費)</p> <p>第 94 条 協議会の経費は、財産をもって充てる。</p>
<p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第 81 条 協議会の事業計画及び収支予算は、定時総会までに会長が作成する。</p>	<p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第 95 条 協議会の事業計画及び収支予算は、定時総会までに会長が作成する。</p>
<p>(予算編成)</p> <p>第 82 条 協議会の予算は、委員会及び事業部会の予算要求に基づき総務委員会が予算原案</p>	<p>(予算編成)</p> <p>第 96 条 協議会の予算は、委員会及び事業部会の予算要求に基づき総務委員会が予算原案</p>

<p>の作成をする。</p> <p>2 総務委員会が作成した予算原案は、連合会及び理事会で審議する。</p>	<p>の作成をする。</p> <p>2 総務委員会が作成した予算原案は、連合会及び理事会で審議する。</p>
<p>(予算の執行)</p> <p>第 83 条 予算は、総会で承認された事業計画に基づき執行する。</p> <p>2 会計年度終了後、定時総会で新年度の予算が承認されるまでの間は、前年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。</p> <p>3 緊急に新たな事業の実施の必要が生じたとき、或いは、事業計画の変更の必要が生じたときは、理事会の承認により変更することができる。</p> <p>4 前項により予算の変更を行ったときは、直近の総会に報告しなければならない。</p>	<p>(予算の執行)</p> <p>第 97 条 予算は、総会で承認された事業計画に基づき執行する。</p> <p>2 会計年度終了後、定時総会で新年度の予算が承認されるまでの間は、前年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。</p> <p>3 緊急に新たな事業の実施の必要が生じたとき、或いは、事業計画の変更の必要が生じたときは、理事会の承認により変更することができる。</p> <p>4 前項により予算の変更を行ったときは、直近の総会に報告しなければならない。</p>
<p>(監査義務)</p> <p>第 84 条 会長は、毎事業年度終了後速やかに事業報告書及び収支決算書を作成し、監事の監査を受けなければならない。</p>	<p>(監査義務)</p> <p>第 98 条 会長は、毎事業年度終了後速やかに事業報告書及び収支決算書を作成し、監事の監査を受けなければならない。</p>
<p>(出 納)</p> <p>第 85 条 協議会及び市民センターの出納事務は、会計処理規程に基づき会計統括責任者の権限と責任において行う。</p> <p>2 会計統括責任者は、毎年 9 月 30 日現在の予算の執行状況を理事会に報告するものとする。</p> <p>3 金銭出納処理及び関係書類の保存に関する事項は会計処理規程に定める。</p>	<p>(出 納)</p> <p>第 99 条 協議会及び市民センターの出納事務は、会計処理規程に基づき会計責任者の権限と責任において行う。</p> <p>2 会計責任者は、毎年 9 月 30 日現在の予算の執行状況を理事会に報告するものとする。</p> <p>3 金銭出納処理及び関係書類の保存に関する事項は会計処理規程に定める。</p>
<p>第 11 章 評価制度</p>	<p>第 13 章 評価制度</p>
<p>(評価制度)</p> <p>第 86 条 協議会の活動が効率効果的に行われ、その成果を検証するため評価制度を導入する。</p> <p>2 協議会における運営、活動及び事業等すべての取り組みを評価の対象とする。</p>	<p>(評価制度)</p> <p>第 100 条 協議会の活動が効率効果的に行われ、その成果を検証するため評価制度を導入する。</p> <p>2 協議会における運営、活動及び事業等すべての取り組みを評価の対象とする。</p>
<p>(評価の方式)</p> <p>第 87 条 評価の方式は、事業部会が行う自己評価と企画運営委員会が行う総合評価とする。</p>	<p>(評価の方式)</p> <p>第 101 条 評価の方式は、事業部会が行う自己評価と企画運営委員会が行う総合評価とす</p>

<p>2 事業部会が行う自己評価は、事業毎に終了後速やかに行う。</p> <p>3 評価は、今後の事業に有効にかつ有益に反映されるものでなければならない。</p>	<p>る。</p> <p>2 事業部会が行う自己評価は、事業毎に終了後速やかに行う。</p> <p>3 評価は、今後の事業に有効にかつ有益に反映されるものでなければならない。</p>
<p>(評価結果の報告)</p> <p>第 88 条 企画運営委員会が行った総合評価の結果は、理事会に報告する。</p>	<p>(評価結果の報告)</p> <p>第 102 条 企画運営委員会が行った総合評価の結果は、理事会に報告する。</p>
<p>第 12 章 監 査</p>	<p>第 14 章 監 査</p>
<p>(監 査)</p> <p>第 89 条 監査は、協議会の運営等に対する会計処理及び業務審査を監査機能の専門性及び独立性を充実させて行い、監査機能に対する会員の信頼性を高めるとともに、協議会の発展に寄与するものとする。</p>	<p>(監 査)</p> <p>第 103 条 監査は、協議会の運営等に対する会計処理及び業務審査を監査機能の専門性及び独立性を充実させて行い、監査機能に対する会員の信頼性を高めるとともに、協議会の発展に寄与するものとする。</p>
<p>(監 事)</p> <p>第 90 条 監査業務執行のため監事を置く。</p> <p>2 監事は 2 名とし、総会の承認を得て会長が任命する。</p> <p>3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。</p>	<p>(監 事)</p> <p>第 104 条 監査業務執行のため監事を置く。</p> <p>2 監事は 2 名とし、総会の承認を得て会長が任命する。</p> <p>3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。</p>
<p>(任期等)</p> <p>第 91 条 監事の任期は、第 12 条の規定を準用する。</p> <p>2 欠員が生じた場合、理事会の決議により補充もしくは、欠員とすることができる。</p>	<p>(任期等)</p> <p>第 105 条 監事の任期は、第 12 条の規定を準用する。</p> <p>2 削除</p>
<p>(監査方法)</p> <p>第 92 条 監査は、定期監査及び随時監査により実施する。</p> <p>2 定期監査は、会計年度終了後 2 ヶ月以内に行う。</p>	<p>(監査方法)</p> <p>第 106 条 監査は、定期監査及び随時監査により実施する。</p> <p>2 定期監査は、会計年度終了後 2 ヶ月以内に行う。</p>
<p>(監査結果の報告)</p> <p>第 93 条 監事は、監査結果を総会に報告しなければならない。</p> <p>2 理事会は、監査結果を尊重し協議会の運営に反映させる為に協議しなければならない。</p>	<p>(監査結果の報告)</p> <p>第 107 条 監事は、監査結果を総会に報告しなければならない。</p> <p>2 理事会は、監査結果を尊重し協議会の運営に反映させる為に協議しなければならない。</p>
<p>第 13 章 情報公開</p>	<p>第 15 章 情報公開</p>
<p>(情報公開)</p>	<p>(情報公開)</p>

<p>第 94 条 協議会は、その運営及び活動を広報紙、インターネットのホームページ等を通じ、適宜適切に会員に広報するとともに、広聴に努めなければならない。</p> <p>2 協議会は、毎事業年度の予算及び事業計画、毎事業年度の決算及び事業報告、並びにその監査結果を公表しなければならない。</p> <p>3 協議会は、会員からの情報公開の要求に対しては、施行規則に定める手続きにより理事会が行うものとする。</p>	<p>第 108 条 協議会は、その運営及び活動を広報紙、インターネットのホームページ等を通じ、適宜適切に会員に広報するとともに、広聴に努めなければならない。</p> <p>2 協議会は、毎事業年度の予算及び事業計画、毎事業年度の決算及び事業報告、並びにその監査結果を公表しなければならない。</p> <p>3 協議会は、会員からの情報公開の要求に対しては、施行規則に定める手続きにより理事会が行うものとする。</p>
<p>(情報の共有)</p> <p>第 95 条 協議会は、地域内外の各種情報を積極的に収集するとともに、適時関係団体等に提供するものとする。</p> <p>2 連合会は、地域内の各種情報を積極的に収集するとともに、理事会等関係機関に提供するものとする。</p>	<p>(情報の共有)</p> <p>第 109 条 協議会は、地域内外の各種情報を積極的に収集するとともに、適時関係団体等に提供するものとする。</p> <p>2 連合会は、地域内の各種情報を積極的に収集するとともに、理事会等関係機関に提供するものとする。</p>
<p>第 14 章 雑 則</p>	<p>第 16 章 雑 則</p>
<p>(監査請求)</p> <p>第 96 条 会員は、協議会の運営等に疑義のあるときは、監査の請求を行うことができる。</p> <p>2 監査請求の手続き等は、施行規則に定める。</p>	<p>(監査請求)</p> <p>第 110 条 会員は、協議会の運営等に疑義のあるときは、監査の請求を行うことができる。</p> <p>2 監査請求の手続き等は、施行規則に定める。</p>
<p>(規則等への委任)</p> <p>第 97 条 協議会の運営に必要な規則、規程等は、別に理事会で定める。</p>	<p>(規則等への委任)</p> <p>第 111 条 協議会の運営に必要な規則、規程等は、別に理事会で定める。</p>
<p>(実費弁償)</p> <p>第 98 条 協議会は、その活動に従事した理事及び部会員等に対し、実費弁償をすることができるものとする。</p>	<p>(実費弁償)</p> <p>第 112 条 協議会は、その活動に従事した理事及び部会員等に対し、実費弁償をすることができるものとする。</p>
<p>附 則</p> <p>この規約は、平成 22 年 5 月 8 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>この改定規約は、平成 26 年 5 月 17 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>この改定規約は、平成 28 年 5 月 21 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>この改定規約は、平成 29 年 5 月 20 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>この規約は、平成 22 年 5 月 8 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>この改定規約は、平成 26 年 5 月 17 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>この改定規約は、平成 28 年 5 月 21 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>この改定規約は、平成 29 年 5 月 20 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。</p>

	この改定規約は、令和4年5月21日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
--	--

議案第5号 桔梗が丘“ほっとまち”構想第2次桔梗が丘地域ビジョンの承認
に関する件

別冊の通り

議案第6号 桔梗が丘自治連合協議会理事・監事交代の承認に関する件

	氏 名	役 職
就任する理事・監事	関 田 昇	自治連合協議会副会長 自治連合会第1ブロック幹事
	高 野 賢 次	自治連合会第2ブロック幹事
	福 森 讓	地域事業部会 子どもたちと地域の絆づくり 事業連絡協議会会長
	山 本 雅 信	地域事業部会 桔梗が丘お助けセンター代表
	松 岡 雅 啓	桔梗が丘市民センター長・ 桔梗が丘南市民センター長
	川 井 勝 義	会計責任者
	鶴 田 外 志 夫	監事
退任する理事・監事	西 宮 剛 志	自治連合協議会副会長 自治連合会第2ブロック幹事
	山 寄 正 之	自治連合会第1ブロック幹事
	(*) 木 村 好 信	桔梗が丘市民センター長・ 桔梗が丘南市民センター長
	松 岡 雅 啓	会計統括責任者
	山 崎 有 三	監事

(*) 木村好信氏は令和4年3月31日を以て任期満了いたしました。なおそれに伴う補欠は選任していません。

桔梗が丘自治連合協議会関係者名簿

会長・副会長・理事・監事（案）

	役職名	氏 名	備 考
1	会 長	大垣 孝彦	自治連合会代表幹事
2	副会長	坪香 昭	自治連合会副代表 自治連合会第3ブロック幹事
3	副会長	* 関田 昇	自治連合会第1ブロック幹事
4	理 事	* 高野 賢次	自治連合会第2ブロック幹事
5	〃	山中 博	自治連合会第4ブロック幹事
6	〃	藤本 勝	総務委員会委員長
7	〃	辻森 保蔵	企画運営委員会委員長
8	〃	喜多 勲	広報委員会委員長
9	〃	吉村 末好	健康推進部会長
10	〃	廣岡 貞之	住民交流部会長
11	〃	竹原 啓子	教育文化部会長
12	〃	武中 元男	生活安全部会長
13	〃	上田 博	快適環境部会長
14	〃	上島 芳子	地域福祉部会長
15	〃	* 福森 讓	地域事業部会 子どもたちと地域の絆づくり
16	〃	* 山本 雅信	地域事業部 桔梗が丘お助けセンター
17	〃	* 松岡 雅啓	桔梗が丘市民センター長・ 桔梗が丘南市民センター長
18	〃	* 川井 義勝	会計責任者
19	監 事	中村 満	
20	〃	* 鶴田 外志夫	

*印の各氏は本年度より就任し、任期は自治連合協議会規約第30条の規程により令和5年度定時総会迄となります。

議案第7号 令和4年度事業計画（案）及び協議会会計予算（案）の承認に関する件

別紙7 令和4年度委員会・部会事業計画書（案）

別紙8 令和4年度協議会会計予算書（案）

別紙7 令和4年度委員会・部会事業計画書（案）

総務委員会

令和4年度事業計画の内容	予算額の明細
1. 総務、理事会、自治連合会等の会議の円滑な運営を目指す。	予算の計上無し
2. 規約、規則、規定等の制定又は改正により、協議会運営の充実化と円滑化を図り、今後の協議会のあるべき方向性や問題点を検討する。	予算の計上無し
3. 協議会財務内容を点検し、財務方針の明確化を目指す。	予算の計上無し
4. 指定管理者として、協議会事業と市民センター事業との協働を図り、相互の事業の充実化を目指す。	予算の計上無し
5. 協議会事業の成果を高めるための後方支援として、次の事業を実施する。	
(ア) 協議会活動充実のための講演会 年1回実施	予算額 88,400円 (内訳) 講師謝礼 50,000円 資料代(コピー代) 50円×50人 2,500円 開催案内10円×590部 5,900円 交通費等 30,000円
(イ) 他地域との交流を深め協議会活動充実のための研修	全体予算の「研修費」で支出計上 (100,000円) (内訳) 交通費 (70,000円) 昼食代 (20,000円) 雑費 (10,000円)
(ウ) 市民センター祭の共催	予算額 50,000円 総務委員会事業費予算額
	138,400円
6. 敬老の日の行事	予算額(繰出金) 700,000円 長寿記念品
(目的) 永年、社会の発展に貢献された区切りを迎えられる高齢者のご苦労と長寿を祝い、高齢者自ら生活向上意欲を高めると共に地域のみなが高齢者福祉と地域福祉に資することを目的とする。	350人×2,000円=700,000円
(内容) 70歳と88歳の方に古希・米寿記念品を贈呈	
実施日 令和4年9月19日	
7. 協議会全体の関係予算	
1) 費用弁償費	予算額 450,000円
2) 会議費	予算額 250,000円
3) 研修費(協議会の委員会・部会での実施分)	予算額 50,000円
4) 防犯防災費(名張市消防団蔵持分団桔梗が丘班)	予算額 300,000円

6) 事務費 (コピー、事務経費)	予算額	500,000円
7) 車両費	予算額	200,000円
8) ビジョン新規事業用費用	予算額	150,000円
9) 雑費	予算額	80,000円
	協議会全体の関係予算額	<u>2,130,000円</u>
桔梗が丘“ほっとまち”構想と協調して事業を進める	予算額合計	<u>2,968,400円</u>

令和4年度事業計画の内容	予算額の明細
1. 第2次「地域ビジョン」冊子作成（1,000部）	予算額 132,000円
2. 同ビジョン推進情報資料作成 （ききょう通信へ増頁掲載）	予算額 100,000円
3. 同ビジョン4方策推進 対策 及び 新規3プロジェクト事業 対策	予算額 168,000円
桔梗が丘“ほっとまち”構想と協調して事業を進める。	予算額合計 400,000円

令和4年度事業計画の内容	予算額の明細
<p>1. ききょう健康まつり (目的)地域の皆さまに健康について再認識していただき、また暮らしの中で健康づくりを考え実践し、いきいきとした桔梗が丘を目指すことを目的とします。 (内容) 1) 歯医者さんの歯チェック 2) インボディ 3) 高齢度チェック 4) 骨チェック 5) スクエアステップ 6) 健康体操(リズム体操) 7) 名張バリバリ体操 8) 栄養たっぷり食べ物ビンゴ大会 (場所) 桔梗が丘市民センター (実施日) 令和4年10月30日(日曜日)</p>	<p>予算額 120,000円 <内訳> 1) 健康体操等の講師代 20,000円 2) 会議費 20,000円 3) ビンゴ大会景品代 60,000円 4) 諸雑費 20,000円</p>
<p>2. ニュースポーツ世代間交流大会 (目的)スポーツを通じて地域の交流の輪を広げ明るく活力のある地域社会を目指す。 親子や住民間の絆づくりを推進する。 (内容) 1) グランドゴルフ 2) クロリティー 3) ガラッキー (場所) 桔梗が丘小学校 (実施日) 令和5年3月25日(土曜日)</p>	<p>予算額 90,000円 <内訳> 1) 景品代 50,000円 2) 指導・運営費謝礼 20,000円 3) 諸雑費 20,000円</p>
<p>3. 体操会との協働事業 (目的)桔梗が丘の各地域で行われている体操会の継続、発展をはかる協働事業、及び夏休み小学生児童の参加を促すため参加賞等への補助事業 (実施日) 令和4年3月1日～12月25日</p>	<p>予算額 100,000円</p>
<p>4. ききょう健康講座 (目的)生活習慣病の予防や暮らしの中でみんな健康について考え実践していくことをテーマに「ききょう健康講座」を開催して、地域の皆さまに健康啓発を促して行く。 1) らく楽!体操教室 「最近、躓くことがおおくなった・・・」、「健康の為に何か始めたい」自宅で簡単に出来る体操です。 *青竹ふみ *音に合わせて有酸素運動</p>	<p>予算額 300,000円 1) 予算額 120,000円 <内訳> 講師料 120,000円</p>

<p>*心地よいストレッチでリラックス</p> <p>*楽しい脳トレ</p> <p>(実施月) 4月～9月前期 10回(4・5月のみ1回) 10月～3月後期 10回(10・11月のみ1回)</p> <p>年間 20回の開催・桔梗が丘市民センターにて</p>	
<p>2) 楽しい健康づくり講座</p> <p>*健康に関する講演を行う。</p> <p>(実施日) 令和5年3月上旬予定</p> <p>(場所) 桔梗が丘市民センター</p>	<p>2) 予算額 20,000円</p> <p><内訳></p> <p>講師謝礼 10,000円</p> <p>諸経費 10,000円</p>
<p>3) 健康体操(リズム体操)の実施</p> <p>(実施月) 7月・9月・11月・1月・3月の年5回実施</p>	<p>3) 予算額 50,000円</p> <p><内訳></p> <p>講師料 30,000円</p> <p>諸経費 20,000円</p>
<p>4) ウォーキング</p> <p>(実施日) 5月下旬を予定 (場所) 未定</p>	<p>4) 予算額 40,000円</p>
<p>5) 生活習慣病予防料理教室</p> <p>*生活習慣病を予防する料理の知識を習得する。</p> <p>(実施月) 7月・11月・2月の年3実施</p>	<p>5) 予算額 20,000円</p>
<p>6) スクエアステップ</p> <p>躓き転倒及び認知症予防に効果があり、簡単に楽しく出来るエクササイズ。本教室で養成されたリーダーによる各地域での独自の取り組みを更に勧め、支援する。</p> <p>(実施日) 4月～翌年3月 年36回の開催</p> <p>(場所) 桔梗が丘市民センター・南市民センター</p>	<p>6) 予算額 40,000円</p> <p><内訳></p> <p>マット購入費 20,000円</p> <p>諸経費 20,000円</p>
<p>7) 広報誌(ききょう通信)に情報提供する。</p> <p>*健康に関する情報記載 2ヶ月に1回</p>	<p>7) 予算額 10,000円</p> <p><内訳></p> <p>取材費 10,000円</p>
<p>5. 市の集団がん検診を桔梗が丘で実施する。</p> <p>(肺がん、胃がん、乳がんマンモグラフィ、子宮がん)</p> <p>(実施日) 令和4年11月3日(祝日)</p> <p>(場所) 桔梗が丘小学校</p>	<p>予算額 20,000円</p> <p><内訳></p> <p>会議費 10,000円</p> <p>諸経費 10,000円</p>
<p>桔梗が丘”ほっとまち”構想と協調して事業を進める。</p>	<p>予算額合計 <u>630,000円</u></p>

住 民 交 流 部 会

令和4年度事業計画の内容	予 算 額 の 明 細
<p>1. (仮称) 桔梗まつり 子どもから大人まで地域住民が交流し、親睦を深める秋の行事とする。 (期待する効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の方々が模擬店や催しに中心となって参加することにより、地域住民同士また会場に来てくれる人たちとの交流をはかる。 ・コロナウイルス感染拡大防止に配慮し、安心安全の日常を取り戻すきっかけとする。 <p>○ 実施予定日 2022年10月15日(土)</p> <p>○ 実施場所 英心高校グラウンド</p> <p>○ 実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 模擬店・フリーマーケット ② 吹奏楽部の演奏 ③ アトラクション ④ 模擬店利用券の配付(300円) 	<p>予算額 1,200,000円 (収入)</p> <p>1) 繰出し金 800,000円 2) 協賛金 400,000円</p> <p>(支出)</p> <p>1) 事務経費 80,000円 2) 食料費 80,000円 3) 音響設備費 300,000円 4) イベント費 80,000円 5) チラシデザイン費 70,000円 6) 広報費 50,000円 7) 警備費 80,000円 8) シャトルバス 130,000円 9) 模擬店利用券 330,000円</p>
<p>2. ハッピーニューイヤーききょうフェスタ 子どもたちが中心になる催しで新年を祝うとともに、子どもたちの地域活動への参加を促す行事とする。 (期待する効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい年のスタートをテーマに、行事に参加することにより地域の子どもの交流を図る。 ・子どもたちや近隣の人々が参加することにより、地域住民同士の交流をはかり、共に住みよい地域づくりに参加していこうとする意識を持つ。 <p>○ 実施予定日 2023年1月8日(日)</p> <p>○ 実施場所 桔梗が丘市民センター</p> <p>○ 実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ワークショップ ② 子ども向けイベント ③ 赤飯の振る舞い ④ お菓子の屋台村 	<p>予算額 150,000円 (内訳)</p> <p>1) ワークショップ費 20,000円 2) 子ども向けイベント費 50,000円 3) 赤飯の振る舞い費 30,000円 4) お菓子屋台村費 50,000円</p>
<p>桔梗が丘“ほっとまち”構想と協調して事業を進める。</p>	<p>予算額合計 <u>950,000円</u> ※協賛金を除く</p>

教 育 文 化 部 会

令和4年度事業計画の内容	予 算 額 の 明 細
<p>1 桔' ザセミナー (第18回)</p> <p>地域の子供たちが大人と共に学びながら触れ合うことを目的として開催。</p> <p>1) 夏4講座4回開催：料理・科学・囲碁・手芸 2) 冬3講座開催：料理・科学・手芸 3) ききょうニューイヤーフェスタに協力：科学遊び * よさこいソーランは中止</p>	<p>予算額 350,000円</p> <p>講師お礼 70,000円 講座補助 170,000円 反省会費 30,000円 事務費 10,000円 ボランティア交通費 50,000円 予備費 10,000円 年間会議費 10,000円</p>
<p>2 青少年が語る「こころの思い発表会」(第26回)</p> <p>現代の子どものこころの思いを、作文発表を通じて地域の大人に理解していただく。</p> <p>1) 実施日：桔梗が丘市民センター祭開催日 2) 発表者：桔梗が丘地区内3小学校各3名 桔梗が丘中学校6名 計 15名 3) 演奏者：桔梗が丘中学校音楽部 4) 要約筆記 5) 冊子配布</p>	<p>予算額 180,000円</p> <p>参加賞 45,000円 音楽部に関する経費 72,000円 冊子・プログラム 25,000円 要約筆記 25,000円 その他(反省会費含む) 13,000円</p>
<p>3 ふるさと歴史ハイキング (第26回)</p> <p>参加者が交流を図りながら、地域の歴史や自然を学び、ふるさとを愛するところを養う。</p> <p>1) 実施日：11月12日(土) 2) 内容：ふるさとの歴史建造物や遺跡や自然を散策</p>	<p>予算額 60,000円</p> <p>交通費補助 20,000円 見学料金 20,000円 参加賞代 20,000円</p>
<p>桔梗が丘“ほっとまち”構想と協調して事業を進める。</p>	<p>予算額合計 <u>590,000円</u></p>

令和4年度事業計画の内容(案)	予算額の明細	
1. 普通救命講習会 1) 開催回数：年度内2回(10月、3月) 2) 開催場所：名張市消防庁舎内 2階 3) 参加者数：1回15人 合計30人 担当者1人 4) 講習内容：①止血法 ②異物除去法 ③心肺蘇生法 ④AED取扱法	予算額	2,000円
2. 防犯パトロールの実施、桔梗が丘防犯パトロール隊 1) 青色回転灯パトロール 青色回転灯装着車1台 2) 実施要領：月6回、1回約1時間 桔梗が丘地区内を3コースに分け、1台の車に隊員 が、2人乗り、それぞれのコースを巡回する。 (毎月5日、15日、20日、25日 土 日)	予算額	34,000円
	活動費	24,000円
	雑費	10,000円
3. 命の笛贈呈 1) 令和5年度4月、地区内の3小学校の新入児童等に 贈呈する。	予算額	15,000円
4. 桔梗が丘自治連合協議会 自主防災隊 桔梗が丘自治連合協議会自主防災推進グループに協力 する。	予算額	20,000円
5. 「地域の課題」を考える講演、防災について 令和4年9月10日(土)10時～12時 開催 「犯罪被害の抑止に向けて」講演 ・名張警察署 生活安全課(課長)	予算額	10,000円
6. 生活安全標語の募集 地域のコミュニティの輪を広げることを目的として 区内の3小学校6年生を対象に募集する。	予算額(参加賞代)	75,000円
7. 「消火栓ホース格納箱」の維持 検査 塗装 部品補填 設置10年以上経過分3箇所 桔梗が丘5番町第1区7号公園(若松公園) 桔梗が丘8番町1区18号公園 桔梗が丘南3番町2号公園	予算額	168,400円
	ホース代 9本	144,000円
	消費税	14,400円
	雑費	10,000円
桔梗が丘“ほっとまち”構想と協調して事業を進める。	予算額合計	<u>324,400円</u>

令和4年度事業計画の内容	予 算 額 の 明 細
<p>1. 環境を守る活動</p> <p>地域の環境を守り育てる</p> <p>1) 公園美化運動 「桔梗が丘みどりの会」と協働連携作業。 桔梗の森公園のクリーン活動を2ヵ月に1回実施する。 (4、6、8、10、12、2月原則第1月曜日 午前9時～10時) 雨天の場合は翌日とする。 作業後のコーヒータイトで親睦と反省会を図る。</p> <p>2) 桔梗が丘クリーン大作戦(2022) 名張クリーン大作戦に参加するとともに、同作戦の趣旨に賛同して活動する自治会、区を奨励する。 実施予定日6月5日(日)</p> <p>3) セアカゴケグモの駆除作業 セアカゴケグモの調査を行い3年目ですが、桔梗が丘地内全域に生息している事が判明し、子ども達の集まる施設を中心に調査及び駆除を行う。 年2回(5月、10月)予定 保育園 桔梗が丘保育園 幼稚園 桔梗が丘幼稚園 小学校 桔梗が丘小学校 桔梗が丘東小学校 桔梗が丘南小学校</p> <p>計5か所で調査及び駆除作業を行う。</p>	<p>予算額 50,000円</p> <p>内訳 参加者粗品 21,000円 ビニール、ゴミ袋 3,000円 (450、50枚) 傷害保険料 6,000円 軍手 (10ダース) 5,000円 反省会 15,000円</p> <p>予算額 40,000円</p> <p>内訳 協賛自治会 区に奨励金補助 40,000円</p> <p>予算額 30,000円</p> <p>内訳 殺虫剤 30,000円 その他一式</p> <p>1の予算額 合計120,000円</p>

令和4年度事業計画の内容	予 算 額 の 明 細
<p>2 環境を知る活動 地域の自然を楽しみながら環境を知り、環境を守る大切 さを知る。</p> <p>1) 桔梗が丘東小学校の児童の自然体験学習支援 (東山ふれあいの森) 10月実施予定(絆づくりの日程に合わせ) 子どもたちと地域の絆づくり事業及び桔梗が丘 みどりの会との協働連携</p> <p>2) 桔梗が丘付近の自然を知る活動 バードウォッチング (桔梗の森公園付近の散策) 2023年1月予定</p> <p>3) ホタル観賞会 (桔梗が丘5番町:シャックリ川) 6月11日(土) 予定 午後7時30分~午後8時30分</p> <p>4) 「季節の便り」発行、掲示 年間6回程度桔梗が丘地内の生き物だよりや季節 のみどころを、桔梗が丘市民センターや桔梗の森公 園内などに掲示し紹介する。</p> <p>桔梗が丘“ほっとまち”構想と協調して事業を進める。</p>	<p>予算額 170,000円 内訳 自然体験学習関係費 冊子、整備依頼費、弁当費等 170,000円</p> <p>予算額 30,000円 内訳 講師、傷害保険、他 30,000円</p> <p>予算額 20,000円 内訳 参加者粗品、講師 20,000円</p> <p>予算額 10,000円 内訳 講師、雑費 10,000円</p> <p>2の予算額 合計230,000円</p> <p>予算額合計 <u>350,000円</u></p>

令和4年度事業計画の内容	予 算 額 の 明 細
<p>1. 高齢者、障がい者等への友愛訪問活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回、担当の民生委員児童委員が広報誌「陽だまり」を携え対象者宅を訪問し、安否確認と相談・支援活動を実施。 ・民生委員児童委員活動を広く知ってもらうため「陽だまり」を各地域で回覧し読んでもらう。 	<p>予算額 40,000円 「陽だまり」印刷費</p>
<p>2. 年末友愛訪問</p> <p>見守りの必要な世帯へ、友愛品（プレゼント）を持って訪問。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・75歳以上の1人暮らし世帯 ・75歳以上の高齢者のみ世帯 ・重度の寝たきりや認知症の方がいる世帯 	<p>予算額280,000円 (友愛品購入費)</p>
<p>3. 桔梗が丘「陽だまりのつどい」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・80歳以上の高齢者が親睦と交流を図る。 ・実施予定日：令和4年5月29日（日） ・実施場所：英心高等学校体育館 ・参加予定者：約200名 	<p>予算額200,000円</p>
<p>4. いきいきサロンの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内13箇所の小地域で集い、高齢者同士が近隣の絆を深め、お互いの顔が見える中で、友達づくりや絆づくりの機会とする。 ・各サロンの年間計画に基づいて実施。 	<p>予算額450,000円</p>
<p>5. 障がい者グループホーム交流会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内の3箇所の障がい者グループホームとの交流会を行う。 ・実施予定日：令和4年10月2日（日） ・実施場所：桔梗が丘市民センター講堂 	<p>予算額 50,000円</p>
<p>6. 赤ちゃん、ちびっ子「なかよし広場」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未就園児とその保護者のつどいを行う。 ・実施日時：毎月第3火曜日 10:00～ ・実施場所：桔梗が丘市民センター講堂 	<p>予算額 60,000円</p>
<p>桔梗が丘“ほっとまち”構想と協調して事業を進める。</p>	<p>予算額合計 <u>1,080,000円</u></p>

令和4年度 協議会会計 予算書

収入の部

(単位:円)

項	目	前年度予算	前年度決算	当該年度予算	対前年予算差	摘 要
1 会費	会費	1,000,000	1,047,000	1,000,000	0	地区会費
2 交付金	1 名張市交付金基本額	5,115,000	5,115,000	5,148,000	33000	ゆめづくり地域交付金
	2 " (加算額)	5,123,600	5,123,600	5,120,400	-3200	コミュニティ活動費
	3 " (特別交付金)	300,000	300,000	300,000	0	事務局経費
	4 " (人件費)	4,700,000	4,700,000	4,700,000	0	"
	5 市社協交付金	600,000	574,300	574,300	△ 25,700	社会福祉協議会
	小 計	15,838,600	15,812,900	15,842,700	4,100	
3 補助金	市社協補助金	200,000	150,000	150,000	△ 50,000	いきいきサロン
4 雑収入	1 雑収入	200,000	271,107	250,000	50,000	生活習慣病予防普及
	2 車両使用料	50,000	35,560	50,000	0	軽トラック利用料
5 負担金		5,700,000	4,700,000	4,700,000	△ 1,000,000	人件費負担
6 繰入金(財政調整積立金)		1,000,000	0	0	△ 1,000,000	
	合 計	23,988,600	22,016,567	21,992,700	△ 1,995,900	
7 繰越金		1,980,089	1,980,089	2,017,440	37,351	
	総 合 計	25,968,689	23,996,656	24,010,140	△ 1,958,549	

支出の部

(単位:円)

項	目	前年度予算	前年度決算	当該年度予算	対前年予算差	摘 要
1 人件費	1 給与・手当	10,176,000	10,123,000	9,232,000	△ 944,000	職員
	2 報酬	840,000	840,000	600,000	△ 240,000	センター長
	3 社会保険料	97,000	94,122	80,000	△ 17,000	労災 雇用保険
	小 計	11,113,000	11,057,122	9,912,000	△ 1,201,000	
2 総務費	1 事業費(敬老費含む)	838,400	632,000	838,400	0	敬老の祝い品
	2 費用弁償費	500,000	570,800	450,000	△ 50,000	各委員会、部会会議出席
	3 会議費	200,000	75,107	250,000	50,000	定時総会冊子作成
	4 研修費	100,000	0	50,000	△ 50,000	
	5 防犯防災費	200,000	200,000	300,000	100,000	消防団桔梗が丘班活動
	6 備品購入費	150,000	121,000	150,000	0	パソコン入れ替え
	7 事務費	600,000	97,416	500,000	△ 100,000	コピー
	8 車両費	200,000	89,575	200,000	0	任意保険
	9 地域事業部補助	150,000	150,940	150,000	0	
	10 雑費	50,000	59,968	80,000	30,000	無線電波使用 銀行振込
	小 計	2,988,400	1,996,806	2,968,400	△ 20,000	
3 企画運営費	事業費	380,000	132,188	400,000	20,000	農楽園整備補助
4 広報費	事業費	1,570,000	1,567,028	1,570,000	0	ききょう通信
5 健康推進費	事業費	630,000	214,811	630,000	0	らくらく体操 健康ハイキング
6 住民交流費	イ 事業費	120,000	82,710	150,000	30,000	ハッピーニューイヤーフエスタ
	ロ 夏まつり費	800,000	0	800,000	0	
	小 計	920,000	82,710	950,000	30,000	
7 教育文化費	事業費	606,000	496,052	590,000	△ 16,000	桔っずセミナー
8 生活安全費	事業費	395,000	78,019	324,400	△ 70,600	防犯パトロール
9 快適環境費	事業費	337,500	235,785	350,000	12,500	里山体験学習
10 地域福祉費	事業費	1,100,000	995,095	1,080,000	△ 20,000	いきいきサロン 友愛訪問
11 積立金	財政調整積立金	0	0	0	0	
12 予備費		805,189	2,017,440	114,940	△ 690,249	(及び 繰越金)
13 コミュニティ活動費		5,123,600	5,123,600	5,120,400	△ 3,200	
	総 合 計	25,968,689	23,996,656	24,010,140	△ 1,958,549	

議案第8号 令和4年度地域事業部会事業計画(案)及び特別会計予算(案)の承認に関する件

令和4年度の地域事業部会事業計画(案)及び特別会計予算(案)について、次のとおりおこないます。

1. 地域事業部会 ほっとまち茶房ききょう
2. 地域事業部会 子どもたちと地域の絆づくり
3. 地域事業部会 みどり環境整備保全(桔梗が丘みどりの会)
4. 地域事業部会 ききょう農楽園
5. 地域事業部会 桔梗が丘お助けセンター

1. 地域事業部 令和4年度ほっとまち茶房ききょう事業計画（案）

茶房は本年度開業10年目を迎えます。コロナ禍においても住民の皆さんが気軽に立ち寄り、安心・安全にふれあい交流の場となるよう、サービススタッフの「おもてなし」で、引き続き「ほっと一息つける居場所」にしていきます。

令和4年度の主な取り組み

- 歌声喫茶の定期開催
歌声喫茶は、コロナ禍で中止の状況が続いています。
本年度は感染拡大状況を見極めながら開催します。
- 各種イベントの開催
昨年度「シリウス・七夕コンサート」「シリウス・クリスマスコンサート」を開催して皆様に喜んで頂きました。一方で「新春お楽しみ会」はコロナ禍で開催直前に中止となりました。本年度も住民の皆さんからの開催要望に応えるため昨年同様のイベント開催を実施します。
また、昨年度開催した幼稚園・保育園の園児作品展や絵馬展についても好評を頂きましたので、本年度も多彩な催し等も企画して皆さんに喜ばれる開催を進めます。
茶房開業10年目の節目でもあり、記念事業を開催します。
- 他の団体との協賛事業
ききょう農楽園の農作物の販売については、好評につき本年度も更なる拡大を図ります。
- ロビー中柱（ほっとまち茶房ききょうギャラリー）の作品展示
中柱の作品展示を各サークルの協力を頂きながら開催します。
- ボランティアスタッフの確保
円滑な運営を確保するため、スタッフの増員確保を図ります。

令和4年度ほっとまち茶房ききょう特別会計予算（案）

(収入の部)

(単位 円)

区 分	予 算 額	摘 要
利用料収入	620,000	コーヒー等 6200杯
市社協補助金	50,000	補助金、共同募金還付金
繰越金	42,857	令和3年度繰越金
雑収入	0	預金利息
合 計	712,857	

(支出の部)

(単位 円)

区 分	予 算 額	摘 要
運営経費	632,857	材料費、実費弁償、消耗品費等
積立金	30,000	茶房備品等購入資金積立
10周年記念事業	50,000	開業10周年記念事業
合 計	712,857	

2. 地域事業部 令和4年度子どもたちと地域の絆づくり事業計画（案）

10年目となる令和4年度は桔梗が丘子どもたちと地域の絆づくり事業連絡協議会主催の3校合同の事業として引続き通学路花いっぱい運動を中心に据えつつ、令和3年度は桔梗が丘小学校の児童が里山自然体験学習を終え、令和4年度も快適環境部会、桔梗が丘みどりの会と協働で学校、PTA、ボランティア、地域の皆さんが、ひとつに成り、絆を育んだ経験を活かし、東山ふれあいの森を舞台に、桔梗が丘東小学校の児童が里山自然体験学習を実施致します。通学路花いっぱい、運動につきましては、春は種を播き花の苗を育て、秋の花の苗は業者より購入しています、今後も子どもたちと地域とが絆を深め、3校がお互いの事業のノウハウの共有を進めたいと思います。又「コミュニティースクール活動の基本理念である“地域とともにある学校”づくりを目指し、学校と地域が連携・協働して組織的に継続した活動が進められるよう、これまでの各学校での経験を活かし取り組んでまいります。自治連合協議会の他の部会との連携については、快適環境部会、桔梗が丘みどりの会、教育文化部会等との協働を継続致します。事業予算については「名張市放課後子ども教室事業の助成金」の申請を行うと共に、里山自然体験学習では、「みえ森と緑の県民税市町交付金」を確保すべく申請を行います。

令和4年度子どもたちと地域の絆づくり事業特別会計予算（案）

（収入の部）

（単位 円）

区分	予算額	摘要
事業委託費	172,000	名張市放課後子ども教室事業
助成金	100,000	みえ森と緑の県民税市町交付金
自治連合協議会負担金	30,000	自治連合協議会
合計	302,000	

（支出の部）

（単位 円）

区分	予算額	摘要
報償費	72,000	サポーター費用弁償金
需用費	230,000	花、苗、土、資材、肥料、他、
合計	302,000	

3. 地域事業部 令和4年度みどり環境整備保全事業（桔梗が丘みどりの会事業） 事業計画（案）

桔梗が丘地内には、桔梗の森公園（10号公園）、鳴滝公園（11号公園）、野鳥公園（西5号公園）をはじめ、ため池を中心に多くの自然緑地が残されています。また、東山ふれあいの森など近隣にも森林が広がっています。その豊かな自然と緑は、住宅団地である桔梗が丘に住まいする住民にとって、かけがえのないものとなっています。こういった桔梗が丘地内や近隣の自然緑地の保全管理については、桔梗が丘自治連合協議会の地域事業部会組織である“桔梗が丘みどりの会”が中心となって他の組織とも連携し、取り組みを進めてまいります。主な事業の内容は、次のとおりであります。

- (1) 桔梗の森公園（10号公園）、鳴滝公園（11号公園）、野鳥公園（西5号公園）をはじめとした桔梗が丘地内及び近隣の自然緑地の保全管理に取り組みます。
- (2) 桔梗の森公園（10号公園）については、名張市から清掃の委託を受け作業実施します。
- (3) 桔梗が丘自治連合協議会の快適環境部会・子どもたちと地域の絆づくり事業組織及び桔梗が丘東小学校並びにグリーンボランティア森林づくり三重等と連携し、東山ふれあいの森において環境教育推進事業に取り組めます。
また、桔梗が丘自治連合協議会の様々な取組等にも参画します。
- (4) 自然環境の保全に取り組んでいる他の団体とも、趣旨が合致する範囲において連携した活動にも取り組みます。
- (5) 令和4年度名張市みえ森と緑の県民税市町交付金活用事業の採択を受け、桔梗の森公園(10号公園)をはじめとした桔梗が丘地内及び近隣の自然緑地や里山において枯木の伐倒処理・コナラ等の保護育成・自然緑地にふさわしい樹木の植樹や植物の植栽等、みどり環境の整備と保全を図ってまいります。

令和4年度特別会計予算（案）みどり環境整備保全事業（桔梗が丘みどりの会事業） （収入の部）

（単位円）

区 分	予 算 額	摘 要
委託料	79,200	名張市(桔梗の森公園作業)
みえ森と緑の県民税市町交付金事業補助金	240,000	名張市
雑収入	12,551	利息、寄付金、実費報償費等
繰越金	85,249	前年度より繰越
合 計	417,000	

(支出の部)

(単位円)

区 分	予 算 額	摘 要
需用費・備品購入費等	362,000	<事業対応内訳> みえ森と緑の県民税交付金事業分 241,000 一般分 156,200
保険料	15,000	ボランティアスタッフ保険料
報償費	40,000	講師・スタッフ実費弁償
合 計	417,000	

令和3年度当初修繕整備積立金残高 300,000円

令和3年度取崩予算額 0円

令和3年度積立予算額 0円

令和3年度末修繕整備積立金残高予算額300,000円

4. 地域事業部 令和4年度ききょう農楽園事業計画（案）

ききょう農楽園は、農薬や化学肥料を使用しないで根菜類を中心に栽培を行い、協議会等のイベントやほっとまち茶房での即売会、お助けセンター配食サービスへの食材提供など桔梗が丘住民の皆さんから好評をいただいています。

本年度も桔梗が丘住民の皆さんの支援による協働農園として、収穫物を提供し、栽培する野菜も根菜類だけでなく果菜類に挑戦していきます。

昨年度に続きコロナ禍のなか、安心してききょう農楽園の活動に多くの住民が楽しく参加し、ふれあい交流の場となるようなイベントを企画し開催します。また、これらのイベント開催により、ききょう農楽園の事業に興味を持っていただき、本事業への参加者が増え、ききょう農楽園会員の増加につながるように努めます。

・令和4年度の事業

- ① ジャガイモ、サツマイモ、サトイモ、玉ネギの品質や収穫量向上
- ② ビニールハウスによる果菜類の育苗
- ③ 自治連合会、部会、プロジェクト、市民センター等との連携
- ④ ききょう農楽園主催の楽しいイベントの企画開催（5月、10月に開催予定）

・令和4年度ききょう農楽園事業特別会計予算（案）

収入の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	摘 要
会 費	55,400	
売上金・支援金	65,000	
鳥獣捕獲奨励金	5,000	
繰越金	49,541	前年度繰越金
合 計	174,941	

支出の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	摘 要
消耗品費	65,000	
雑費	50,000	
予備費	59,941	
合 計	174,941	

5. 地域事業部 令和4年度桔梗が丘お助けセンター事業計画（案）

昨年度、お助けセンターはコロナ感染拡大防止のため活動を休止するなど利用者の皆さんに迷惑をかけてきました。コロナ禍においても高齢者の見守りと住民のふれあい交流を図るため、利用者のニーズに応え、安定したサービスを提供できるようにします。

本年度も当面の課題である支援スタッフの確保、並びに支援スタッフの創意工夫により効率的な運営に努めます。

① 事務局機能の強化と管理運営システムの運用

事務局に専任職員を配置し事務局機能を強化し、管理運営システムの本格稼働に向けて取り組みを進めます。

② 支援スタッフの確保

支援スタッフの高齢化と人材不足の課題解決のため、引き続き自治連合会に理解と協力を要請し、スタッフの確保に努めます。

収支予算（案）

収入の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	摘 要
市補助金	1, 500, 000	要援護者等日常生活支援
社協助成金	550, 000	地域福祉活動助成
地域負担金	100, 000	
利用料	4, 350, 000	
雑収入	130	
前期繰越金	372, 870	
合計	6, 873, 000	

利用料内訳	家事支援	150, 000円
	外出支援	700, 000円
	配食支援	3, 500, 000円

支出の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	摘 要
総 務 費	1, 800, 000	事業部門への繰出し等
家事支援費	200, 000	
外出支援費	700, 000	
配食支援費	4, 000, 000	
積 立 金		
予 備 費	173, 000	
合計	6, 873, 000	

議案第9号 令和4年度市民センター事業計画（案）及び市民センター会計予算（案）の承認に関する件

別紙9 令和4年度市民センター事業計画書（案）

別紙10 令和4年度市民センター会計予算書（案）

別紙 9

令和4年度桔梗が丘市民センター生涯学習事業計画（案）

○教室・学級

名 称	開催時期と回数（予定）	場所と参加者	目的と内容
「スマホ教室」	・中級（SNS）講座。 ・7月24日（日）、7月31日（日）開催予定で2コースの募集。 ・各コース：午前と午後、各3時間	・定員 1コース15名 ・30名の募集、応募者多数の場合は抽選。 ・講師 古河 敦子先生 マイクロソフト公認講師 ・於 センター202号室	・高齢者がスマホデビューの後、もう一步踏み込んで使いたい好奇心を刺激。 ・住民の「学ぶ、活用する」のニーズを満たす。 ・資料代5000円要。
「天体観測会」	・10月1日（土）開催予定。 予備日は10月8日（土）。 ・初秋の夜空に輝く星を天体望遠鏡で観察する。 ・前半に座学（勉強）。	・星空の美しい夜、天体望遠鏡で一度は観たい。 ・親子連れを中心に30名程度を募集。	・「大人とこどもの天体観測」の名称で、地域の若い親子に人気がある。夜の屋外で行う生涯学習講座。
「名作映画鑑賞」	・近年の有名映画、話題作、等の鑑賞会を開催。 ・様々からの視点で学びます。上映前のブリーフィングを「お茶」と共に。	・夏（8月）に開催予定。 ・映画の選択、DVDの調達を他館のヘルプも ・参加者募集30名程。 ・茶房で映画解説とお茶。	・時期をみて「名画鑑賞会」を行う。
「リバイバル・よくバリ青春体操」	・よくバリ青春体操のリバイバル版。毎月第2、第4木曜日午後2時～3時開催予定。	・市民センター講堂、自由に参加出来る体操会を装い新たに開催。	よくバリ青春体操は4年目に入ったので、自分の目標を立てて参加。

○講座（講演）

名称	開催時期と回数（予定）	場所と参加者	目的と内容
公開講座（講演会） 「伊賀の人・松尾芭蕉」	・地元の作家がふるさとの俳聖「芭蕉」誕生の秘密を書いた。 ・俳句の文学講演。 ・市民センターで俳句教室を主宰している。	・市民センター講堂 ・過去に俳句基礎の講演をしている。 ・桔梗が丘に住む俳句の先生が、伊賀の「芭蕉」を小説にした。	・コロナ前の桔梗が丘市民センターの「連続公開講座」の復活の一步。 ・講師北村純一氏が2月に文春新書「伊賀の人・松尾芭蕉」を書いた。
「心の洗濯をする 写仏・写経」	・11月9日（水）と2月27日（月）の2回開催予定。 ・市のマイクロバスを利用し、當麻寺などへ。	・個人では経験しがたい古刹での写仏修業。 ・応募者 1回20名。	・非日常の中で「心の静けさ」を知る。 ・参加費2千円程要。
プチコンサート 地域の学校吹奏楽部、音楽部などの演奏会。	・年1回 12月の開催 ・今年は12月17日（土）。 ・今年は2部制にはしない	・名張高校 吹奏楽部 ・名張青峰高校 吹奏楽部 箏曲部 ・桔梗が丘中学 音楽部	・地域の学校吹奏楽部、音楽部、箏曲部の演奏会 ・16年間続いている恒例の期待の行事。

○個別の詳細や募集要領は開催時期が近づき次第、その都度お知らせします。

別紙10 令和4年度市民センター予算(案)

令和4年度 市民センター会計 予算書

収入の部

(単位:円)

項	目	前年度予算	前年度決算	当該年度予算	対前年予算差	摘要
1	指定管理料	11,558,822	11,558,822	11,558,822	0	管理業務受託
2	1 センター利用料	2,100,000	2,187,223	2,500,000	400,000	
	2 コピー利用料	650,000	321,375	500,000	△ 150,000	
	小 計	2,750,000	2,508,598	3,000,000	250,000	
3	その他収入	50,000	54,214	30,000	△ 20,000	自動販売機電気代
	小 計	14,358,822	14,121,634	14,588,822	230,000	
4	1 積立基金	1,200,000	1,099,000	0	△ 1,200,000	
	2 光熱費負担金	170,000	154,500	180,000	10,000	お助け配食部負担
	合 計	15,728,822	15,375,134	14,768,822	△ 960,000	
5	繰越金	926,127	926,127	1,427,022	500,895	
	総 合 計	16,654,949	16,301,261	16,195,844	△ 459,105	

支出の部

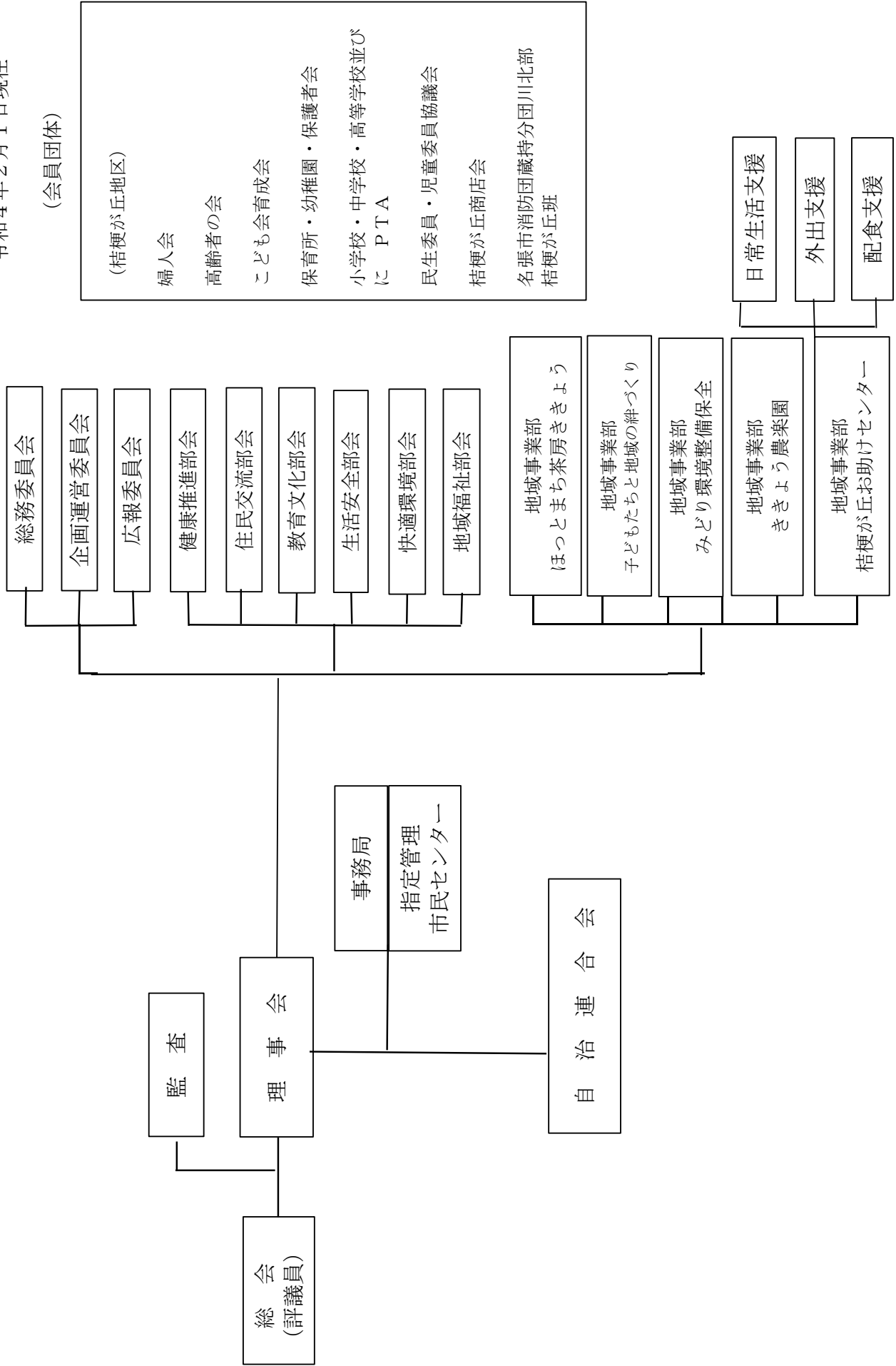
(単位:円)

項	目	前年度予算	前年度決算	当該年度予算	対前年予算差	摘要
1	1 消耗品費	600,000	645,976	610,000	10,000	コピー用紙、インク
	2 光熱水費	2,750,000	2,628,724	2,800,000	50,000	
	3 修繕料	600,000	538,340	600,000	0	
	4 電話料	100,000	109,430	100,000	0	
	5 委託手数料	3,000,000	3,206,274	3,200,000	200,000	夜間警護 館内清掃
	6 備品購入費	1,300,000	1,128,298	500,000	△ 800,000	
	7 使用料及び賃借料	860,000	852,522	900,000	40,000	印刷機リース
	8 車両費	200,000	126,875	100,000	△ 100,000	車検 ガソリン
	小 計	9,410,000	9,236,439	8,810,000	△ 600,000	
2	1 報償費	150,000	95,000	150,000	0	教室開催
	2 旅費	10,000	0	0	△ 10,000	
	3 印刷製本費	0	0	0	0	
	4 郵便料	60,000	20,190	30,000	△ 30,000	
	5 事業費	450,000	62,110	200,000	△ 250,000	天体観測 よくばり体操
	6 雑費	15,000	16,800	20,000	5,000	
	小 計	685,000	194,100	400,000	△ 285,000	
3	負担金	5,700,000	4,700,000	4,700,000	△ 1,000,000	
4	車両購入	0	0	0	0	
	設備・備品購入	0	0	0	0	
	小 計	0	0	0	0	
5	消費税	783,200	743,700	766,780	△ 16,420	
6	予備費	76,749	1,427,022	1,519,064	1,442,315	(及び 繰越金)
	総 合 計	16,654,949	16,301,261	16,195,844	△ 459,105	

桔梗が丘自治連合協議会組織図(案)

令和4年2月1日現在

(会員団体)



参考資料1 桔梗が丘自治連合協議会組織図(案)

参考資料2 令和4年度自治会・区長・評議員名簿

(自治会長・区長)

(評議員)

氏名	自治会・区名	氏名	選出団体
山 寄 正 之	1番町区	竹 内 英 雄	1番町区
関 田 昇	2番町第1区	松 田 英 人	2番町第1区
小 川 毅 郎	2番町第2区自治会	窪 正 利	2番町第2区自治会
竹 澤 陽 一	2番町第3区自治会	竹 森 喜 慶	2番町第3区自治会
田 畑 雅 司	3番町区自治会	中 島 功	3番町自治会
山 口 伴 尚	4番町区自治会	恵 村 和 生	4番町区自治会
岡 田 圭 司	5番町第1区自治会	浦 野 一 夫	5番町第1区自治会
坪 香 昭	5番町第2区自治会	宮 本 文 也	5番町第2区自治会
川 原 普 二	5番町第3区自治会	岡 島 正 義	5番町第3区自治会
今 井 登	6番町区自治会	富 嶋 雅 俊	6番町区自治会
高 野 賢 次	7番町第1区自治会	北 林 俊 秀	7番町第1区自治会
西 宮 剛 志	7番町第2区自治会	石 川 勝	7番町第2区自治会
福 西 彦 次	8番町第1区自治会	増 田 清 賢	8番町第1区自治会
武 仲 元 男	8番町第2区自治会	武 仲 生 子	8番町第2区自治会
中 西 伸 一	南第1区	池 田 扶久江	南第1区
武 藤 豊	南第2区	齋 藤 良 典	南第2区
寺 見 良 一	南第3区	浅 野 敬 子	南第3区
松 永 義 之	西1番町自治会	森 本 浩	西1番町自治会
山 中 博	西2番町自治会	棚 田 久美子	西2番町自治会
河 原 勲	西3番町自治会	廣 澤 昌 昭	西3番町自治会
谷 敏 幸	西4番町自治会	内 山 貴 晴	西4番町自治会
政 本 優 太	西5番町自治会	元 砂 翼	西5番町自治会
今 村 博 巳	西6番町自治会	澤 木 敏 浩	西6番町自治会
浦 出 真理子	西7番町自治会	玉 森 徹	西7番町自治会
(評議員)		中 尚 子	婦人会
		雨 宮 松 雄	老人クラブ協議会
		川 口 力	子ども会連合会
		細 川 智 之	保育所・幼稚園
		内 山 陽 介	小・中学校 (PTA)
		桔 梗 寿 子	民児協
		村 田 憲 子	民児協
		門 野 由紀子	民児協
西 浦 浩 之	桔梗が丘商店会		
氏 名	選出団体	中 西 讓	消防団
	地域事業部会	石 本 公 子	健康推進部会
小 坂 美代子	ほっとまち茶房ききょう	澤 田 忠 司	住民交流部会
清 水 克 也	子どもたちと地域の絆づくり	岸 本 重 郎	教育文化部会
山 田 紀 夫	みどり環境整備保全	松 波 久 子	生活安全部会
岡 重 嘉 泰	ききょう農楽園	田 中 博 明	快適環境部会
坂 口 勇 三	桔梗が丘お助けセンター	丹 羽 淳 子	地域福祉部会

参考資料3 桔梗が丘自治連合協議会関係規定

桔梗が丘自治連合協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、桔梗が丘自治連合協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を桔梗が丘市民センター内に置く。

名張市桔梗が丘6番町1街区131番地の4

(目的)

第3条 協議会は、豊かで住みよいまち「桔梗が丘」を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、住民が主体となって活力と魅力あふれる良好な居住環境及び安全、安心な生活環境の実現をめざすものとする。

(運営の原則)

第4条 協議会の運営は、住民自治の基本である住民参加の自由、発言の自由等を保障する。

2 前項を達成するため、次の事項を運営の責務とする。

- (1) 協議会運営の民主制を確保すること。
- (2) 自立した地域社会を創造し、実現に向けての取り組みを行うこと。
- (3) 協議会への活動参加の公平性を確保すること。
- (4) 住民等の意見や要望等の集約をすること。
- (5) 情報の公開及び共有を行うこと。
- (6) その他、運営上不可欠と思われる事項を実施すること。

(事業)

第5条 協議会は第3条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- (1) 地域住民の健康及び福祉の増進に関する事業。
- (2) 地域住民の交流に関する事業。
- (3) 高齢者の生きがいをづくりに関する事業
- (4) 青少年の健全育成に関する事業。
- (5) 自主防犯及び自主防災に関する事業。
- (6) 環境及び景観の保全に関する事業。
- (7) 地域文化の継承及び創出に関する事業。
- (8) コミュニティビジネス等地域活性化に関する事業。

2 前項に掲げるもののほか、特に協議会が必要と認めた事業を行う。

(地域ビジョン)

第6条 協議会は、名張市地域づくり組織条例（平成21年条例第3号）第9条の規定に基づき桔梗が丘の地理的な特性、自然、産業、歴史及び文化等の地域資源を活用し、課題を解決するため、理念、基本方針及び将来像をとりまとめ地域ビジョンを策定し、その実現に向けて努めるものとする。

（会 員）

第7条 協議会の会員は、桔梗が丘地区に居住する住民及び団体、並びに桔梗が丘地区で事業活動する事業所で構成する。

2 前項で規定する団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 桔梗が丘地区自治会又は区
- (2) 桔梗が丘地区婦人会
- (3) 桔梗が丘地区高齢者の会
- (4) 桔梗が丘地区こども会育成会
- (5) 桔梗が丘地区保育所、幼稚園及び保護者会
- (6) 桔梗が丘地区小学校、中学校、高等学校、並びにPTA
- (7) 桔梗が丘地区民生・児童委員協議会
- (8) 桔梗が丘商店街
- (9) 名張市消防団蔵持分団川北部桔梗が丘班

3 桔梗が丘地区市民センター自主サークルクラブ、各種ボランティア団体その他任意団体、並びに協議会の趣旨に賛同し、積極的に活動に参加する団体又は事業所は、理事会の承認を得て第1項の構成団体又は事業所とすることができる。

（会員の役割）

第8条 会員は、協議会の行う行事や地域コミュニティ活動及びボランティア活動等への積極的な参加などを通して、桔梗が丘のより良いまちづくりに貢献する。

2 会員は、自治会費（区費）として納入した分から総会で決定された金額を協議会活動経費の一部として負担する。

第2章 評議員及び総会

第1節 評議員

（定 数）

第9条 評議員の定数は、40名以内とする。

2 評議員の選出母体は、次の各号のとおりとする。

- (1) 桔梗が丘自治会又は区 24名
- (2) 事業部会 6名
- (3) 団体等 10名以内

（役 割）

第10条 評議員は、定時総会及び臨時総会において、理事会が提案する議案を審議し、

議決する。

- 2 評議員は、協議会の運営の諸事項について、調査等をおこない、理事会に提案することができる。

(選出)

第11条 地区自治会選出の評議員は、各自治会の会長、区長またはその組織の責任者が選出し、会長宛選出届けを提出する。

- 2 各事業部会選出の評議員は、部会長が選出し、会長宛選出届けを提出する。

3 各種団体選出の評議員は、団体の代表者または責任者が選出し、会長宛選出届けを提出する。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選出後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠又は増員により選出された評議員の任期は、前任者又は他の在任評議員の任期の残任期間と同一とする。

第2節 総会

(構成と役割)

第13条 総会は評議員をもって構成し、最高議決機関とする。

(総会の招集)

第14条 総会は、協議会会長（以下「会長」という。）が招集する。

(定時総会)

第15条 定時総会は、毎年事業年度終了後2ヶ月以内に招集する。

(臨時総会)

第16条 会長は、評議員総数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び開催の理由を記載した書面を提出して総会の開催の請求をしたときは、その請求があった日から20日以内に臨時総会を開催しなければならない。

- 2 前項のほか、会長が必要があると認めるときは、臨時総会を開催することができる。

(総会の開催手続)

第17条 会長は、総会を開催しようとするときは、開会の日5日前までに、評議員に日時及び場所、会議に付議すべき事項を示した開催通知を送達しなければならない。

(定足数)

第18条 総会は、評議員総数の過半数が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。

(議長等の選出)

第 19 条 総会の議長及び副議長は、評議員の互選により選出する。

(議長等の任期)

第 20 条 議長及び副議長の任期は、第 12 条の規定を準用する。

(議長等の役割)

第 21 条 議長は、評議員を統括し、総会の運営を行う。

2 議長は、第 10 条第 2 項に関して、研修の会議等を開催することができる。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(総会の議決)

第 22 条 総会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、第 23 条第 3 号のうち、制定及び廃止については、出席した評議員の 3 分の 2 以上の決するところによるものとする。

2 総会は、第 17 条の規定により、予め通知した議案のみ議決することができる。

(総会の議決事項)

第 23 条 次の各号に掲げる事項は、総会の議決を得なければならない。

(1) 会長、副会長及び理事の承認に関する事項

(2) 監事の承認に関する事項

(3) 規約の制定、改正、及び廃止に関する事項

(4) 毎事業年度の予算及び事業計画に関する事項

(5) 毎事業年度の決算及び事業報告に関する事項

(6) 毎事業年度決算監査及び業務監査報告に関する事項

(7) 地域ビジョンの策定に関する事項

(8) その他重要な事項

(総会の議事録)

第 24 条 総会の議事は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が署名、捺印しなければならない。

(総会の傍聴)

第 25 条 会員は、定時総会及び臨時総会を傍聴することができる。

第 3 章 理事及び理事会

第 1 節 理事

(定数)

第 26 条 理事の定数は 20 名以内とする。

(理事)

第 27 条 理事は、次の各号に掲げる者を充て総会の承認を得て就任する。

- (1) 自治連合会代表幹事及び4ブロック選出の幹事
- (2) 総務委員会委員長
- (3) 企画運営委員会委員長
- (4) 広報委員会委員長
- (5) 事業部会部会長
- (6) 桔梗が丘市民センター長
- (7) 会計統括責任者

(役 職)

第28条 協議会は、会長1名及び副会長2名以内を置く。

(選 出)

第29条 会長は、自治連合会代表幹事をもって充て総会の承認を得て就任する。

2 副会長は、理事の中から会長が指名する。

(任 期)

第30条 理事の任期は、第12条の規定を準用する。

(役 割)

第31条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、規約及び総会の議決に基づき協議会の会務を執行する。

第2節 理事会

(構成と役割)

第32条 理事会は、理事をもって構成し、協議会の最高意思決定機関であり、組織運営の執行決議機関とする。

(招 集)

第33条 理事会は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

(議 決)

第35条 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決事項)

第36条 次の各号に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。

- (1) 総会の招集及び総会に提出する議案等に関する事項
- (2) 事業運営の具体的方針に関する事項
- (3) 規則等の改廃に関する事項

(4) 受託事業及び指定管理者制度に基づく管理運営に関する事項

(5) その他理事会において必要と認める事項

(議事録)

第37条 理事会の議事は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2名が署名、捺印しなければならない。

第4章 自治連合会

(構成と役割)

第38条 協議会に自治連合会(以下「連合会」という。)を置き、区長又は自治会長(以下「区長等」という)をもって構成する。

2 連合会は、協議会と自治会又は区を結ぶ中心的な組織であり、その役割は、地区住民の意思を反映させ、協議会の運営の根幹を担うものとして活動を行う。

3 連合会は、協議会の運営及び施策について理事会に提案及び建議ができる。

(幹事)

第39条 連合会に、代表幹事1名、副代表幹事1名及び幹事3名を置く。

(選出)

第40条 桔梗が丘24区を施行規則に定める4ブロックに分けるものとする。

2 幹事の選出は、前項に定める4ブロックの代表者の中から選出する。

3 代表幹事は4ブロックの代表者の互選、もしくは4ブロックの代表者が推薦し、連合会が承認した者とする。

4 互選により代表幹事を選出したブロックは、別に幹事を選出しなければならない。

(招集)

第41条 連合会は、必要に応じて代表幹事が招集し、その議長となる。

(定足数)

第42条 連合会は、区長等の3分の2以上が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。

(議決)

第43条 連合会の議事は、出席した区長等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決事項)

第44条 連合会における審議事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 理事会への付託事項

(2) 連合会の活動方針に関する事項

(3) 桔梗が丘全地区に係る自治会活動に関する事項

(4) 委員会に対する要請に関する事項

(5) 事業部会よりの要請及び協力体制に関する事項

(6) その他連合会会員よりの要請に関する事項

(地区自治会等の提案)

第45条 桔梗が丘24地区の区又は自治会（以下「自治会等」という。）は、協議会の事業等について連合会に対して提案することができる。

2 連合会は、自治会等が議決した事項の提案並びに具申等を尊重しなければならない。

(議事録)

第46条 連合会の議事は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び連合会において選任された議事録署名人2名が署名、捺印しなければならない。

第5章 委員会

(委員会)

第47条 協議会に、総務委員会、企画運営委員会及び広報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 各委員会は、施行規則に定める任務等を行う。

(構成)

第48条 委員会は、協議会の会員、会員が団体にあつては当該団体が指名する者をもって構成する。ただし、特に必要な場合は、理事会の承認により、会員以外の者を委員にすることができる。

(役職)

第49条 委員会に、委員長、副委員長各1名を置く。

(選出)

第50条 委員会の委員長及び副委員長は、理事会の承認を得て会長が任命する。

(任期)

第51条 委員会の委員長及び副委員長の任期は、第12条の規定を準用する。

(役割)

第52条 委員会は、理事会より付託された事項、その他協議会の運営に必要な事項の審議検討を行う。

(招集)

第53条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

(議決)

第54条 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第55条 委員会の議事は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び委員会において選任された議事録署名人2名が署名、捺印しなければならない。

(設置)

第56条 協議会は、必要に応じて新たな委員会を置くことができる。

2 新たな委員会は、理事会で決定し、総会の承認を得るものとする。

第6章 事業部会及びプロジェクト事業部会

(事業部会)

第57条 協議会に第5条に規定する事業を行うため「健康推進部会」「住民交流部会」「教育文化部会」「生活安全部会」「快適環境部会」「地域福祉部会」の6事業部会を置く。

2 各事業部会が行う事業の範囲は、施行規則に定める。

(構成)

第58条 事業部会は、協議会の会員、会員が団体にあつては当該団体が指名するものをもって構成する。

(役職)

第59条 事業部会に、部会長及び副部会長を置く。

(選出)

第60条 事業部会の部会長及び副部会長は、理事会の承認を得て会長が任命する。

(任期)

第61条 部会長及び副部会長の任期は、第12条の規定を準用する。

(役割)

第62条 事業部会は、第5条に規定する事業を行うため、活動の企画立案を行い、連合会及び理事会の協力のもと実施する。

(招集)

第63条 事業部会は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

(議決)

第64条 事業部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第65条 事業部会の議事は、議事録を作成し部会長が署名する。

(設置)

第66条 協議会は、必要に応じて新たな事業部会を置くことができる。

2 新たな事業部会設置は、理事会で決定し、総会の承認を得るものとする。

(プロジェクト事業部会)

第67条 協議会に地域ビジョンにより策定された事業を行うにあたり、プロジェクト

事業部会を置くことができる。

2 プロジェクト事業部会は、それぞれの目的達成に向けて計画を策定し運営を行う。

(構成)

第 68 条 プロジェクト事業部会は、協議会の会員、会員が団体にあつては該当団体が指定する者をもって構成する。

(運営)

第 69 条 プロジェクト事業部会は、目的達成等のために規約等を作成し運営を行う。

2 運営は、独立採算制を原則とする。

(議事録)

第 70 条 プロジェクト事業部会の議事は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議事録署名人 2 名が署名、捺印をしなければならない。

(報告義務)

第 71 条 プロジェクト事業部会は、理事会と自治連合会に、9 月に活動中間報告を、3 月に活動年間報告及び決算報告を行うとともに、次年度の事業計画を提出しなければならない。

2 プロジェクト事業部会は、理事会及び自治連合会より活動等に関する報告要請を請けた時、速やかにこれに応じなければならない。

3 理事会は、プロジェクト事業部会の活動状況を総会に報告し、承認を得なければならない。

第 7 章 施設管理運営

(施設の管理運営)

第 72 条 協議会は、名張市の条例で定める指定管理者制度により、施設の管理運営を行うことができる。

2 名張市との協定及び契約条件の変更又は解約については、理事会の承認を得るものとする。

3 協議会は、施設の管理にあたり、指定管理者制度の趣旨を尊重し、地域住民の活動拠点として利用者の立場をよく理解して行わなければならない。

(施設)

第 73 条 協議会が指定管理者制度により管理運営する施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 桔梗が丘市民センター

(2) 桔梗が丘南市民センター

2 協議会は、指定管理者としての責務を果たすため、市民センター運営審議会及び市民センター運営委員会を置く。

3 市民センターの管理運営に関する事項は、市民センター管理運営規程に定める。

第8章 受託事業

(受託事業)

第74条 協議会は、名張市の業務を契約に基づき受託すること（以下「受託事業」という。）ができる。

(受託事業の執行)

第75条 協議会は、事業計画等を作成し、受託事業を執行する。

第9章 事務局

(事務局)

第76条 協議会の円滑な運営を行うため事務局を置く。

- 2 事務局にチーフと会計統括責任者を置く
- 3 事務局職員の定数は10名以内とする。

(職務)

第77条 事務局職員の職務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 協議会の運営に関する事項
 - (2) 市民センターの管理運営に関する事項
 - (3) 協議会の事業及び市民センター活動を円滑に遂行するための業務に関する事項
 - (4) 総会、理事会、連合会及び委員会の会議に関する事項
 - (5) 名張市との連絡調整に関する事項
 - (6) 構成団体との連絡調整に関する事項
 - (7) その他、会長及び市民センター長が必要と認める事項
- 2 チーフ及び会計統括責任者は、会長及び市民センター長の職務命令により、業務を遂行する。
- 3 事務局職員は、チーフ及び会計統括責任者の職務命令により、業務を遂行する。

第10章 会計

(会計)

第78条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

- 2 協議会の会計は、協議会会計及び市民センター会計、並びに特別に設置を必要とする場合の特別会計とする。

(財産)

第79条 協議会の財産は、会費、負担金、事業に伴う収入、市の交付金及び寄付金等の収入による。

- 2 協議会の財産は、理事会の定めるところにより会長が管理する。

3 協議会が解散する場合の財産処分は、総会の決するところによる。

(経 費)

第 80 条 協議会の経費は、財産をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第 81 条 協議会の事業計画及び収支予算は、定時総会までに会長が作成する。

(予算編成)

第 82 条 協議会の予算は、委員会及び事業部会の予算要求に基づき総務委員会が予算原案の作成をする。

2 総務委員会が作成した予算原案は、連合会及び理事会で審議する。

(予算の執行)

第 83 条 予算は、総会で承認された事業計画に基づき執行する。

2 会計年度終了後、定時総会で新年度の予算が承認されるまでの間は、前年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

3 緊急に新たな事業の実施の必要が生じたとき、或いは、事業計画の変更の必要が生じたときは、理事会の承認により変更することができる。

4 前項により予算の変更を行ったときは、直近の総会に報告しなければならない。

(監査義務)

第 84 条 会長は、毎事業年度終了後速やかに事業報告書及び収支決算書を作成し、監事の監査を受けなければならない。

(出 納)

第 85 条 協議会及び市民センターの出納事務は、会計処理規程に基づき事務局長及び事務局次長の権限と責任において行う。

2 事務局長は、毎年 9 月 30 日現在の予算の執行状況を理事会に報告するものとする。

3 金銭出納処理及び関係書類の保存に関する事項は会計処理規程に定める。

第 11 章 評価制度

(評価制度)

第 86 条 協議会の活動が効率効果的に行われ、その成果を検証するため評価制度を導入する。

2 協議会における運営、活動及び事業等すべての取り組みを評価の対象とする。

(評価の方式)

第 87 条 評価の方式は、事業部会が行う自己評価と企画運営委員会が行う総合評価とする。

2 事業部会が行う自己評価は、事業毎に終了後速やかに行う。

3 評価は、今後の事業に有効にかつ有益に反映されるものでなければならない。

(評価結果の報告)

第 88 条 企画運営委員会が行った総合評価の結果は、理事会に報告する。

第 12 章 監 査

(監 査)

第 89 条 監査は、協議会の運営等に対する会計処理及び業務審査を監査機能の専門性及び独立性を充実させて行い、監査機能に対する会員の信頼性を高めるとともに、協議会の発展に寄与するものとする。

(監 事)

第 90 条 監査業務執行のため監事を置く。

2 監事は 2 名とし、総会の承認を得て会長が任命する。

3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(任期等)

第 91 条 監事の任期は、第 12 条の規定を準用する。

2 欠員が生じた場合、理事会の決議により補充もしくは、欠員とすることができる。

(監査方法)

第 92 条 監査は、定期監査及び随時監査により実施する。

2 定期監査は、会計年度終了後 2 ヶ月以内に行う。

(監査結果の報告)

第 93 条 監事は、監査結果を総会に報告しなければならない。

2 理事会は、監査結果を尊重し協議会の運営に反映させる為に協議しなければならない。

第 13 章 情報公開

(情報公開)

第 94 条 協議会は、その運営及び活動を広報紙、インターネットのホームページ等を通じ、適宜適切に会員に広報するとともに、広聴に努めなければならない。

2 協議会は、毎事業年度の予算及び事業計画、毎事業年度の決算及び事業報告、並びにその監査結果を公表しなければならない。

3 協議会は、会員からの情報公開の要求に対しては、施行規則に定める手続きにより理事会が行うものとする。

(情報の共有)

第 95 条 協議会は、地域内外の各種情報を積極的に収集するとともに、適時関係団体等に提供するものとする。

2 連合会は、地域内の各種情報を積極的に収集するとともに、理事会等関係機関に提供するものとする。

第14章 雑 則

(監査請求)

第96条 会員は、協議会の運営等に疑義のあるときは、監査の請求を行うことができる。

2 監査請求の手続き等は、施行規則に定める。

(規則等への委任)

第97条 協議会の運営に必要な規則、規程等は、別に理事会で定める。

(実費弁償)

第98条 協議会は、その活動に従事した理事及び部会員等に対し、実費弁償をすることができるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成21年11月14日から施行する。

(評議員等の任期に関する経過措置)

第2条 第9条に定める評議員、第26条に定める理事、第49条に定める委員長及び副委員長、第59条に定める部会長及び副部会長並びに第90条に定める監事の平成21年11月14日から始まる任期については、第12条第1項中「選出後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のもの」とあるのを、「平成21年度11月14日から始まる事業年度」と読み替えるものとする。

(会計年度に関する経過措置)

第3条 平成21年11月14日から始まる協議会の会計年度は、第78条の規定に関わらず、平成21年11月14日から平成22年3月31日までとする。

(事業計画等に関する経過措置)

第4条 協議会は、桔梗が丘まちづくり委員会の平成21年度に係る事業計画及び予算並びに平成21年4月1日から平成21年11月14日までの決算内容を引き継ぐものとする。

附 則

この規約は、平成22年5月8日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

この改定規約は、平成26年5月17日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

この改定規約は、平成28年5月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

この改定規約は、平成29年5月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

桔梗が丘自治連合協議会規約施行規則

(趣旨)

第1条 桔梗が丘自治連合協議会規約(以下「規約」という)の規定に基づき、必要な事項を定める。
(ブロック)

第2条 規約第40条第1項に規定する桔梗が丘24区の4ブロックについて、次のとおり定める。

第1ブロック	1番町区、2番町第1区(1、2、3街区)、2番町第2区(4、5街区)、 2番町第3区(6、7街区)、3番町区
第2ブロック	4番町区、6番町区(6番町全域及び7番町3街区1~14番地)、 7番町第1区(1街区及び1~14番地を除く3街区)、7番町第2区(2街区) 8番町第1区(2街区以外の8番町)、8番町第2区(2街区)
第3ブロック	5番町第1区(1、2、3、6街区)、5番町第2区(4、5、11、12街区)、 5番町3区(7、8、9、10街区)、南第1区(南1番町1、2街区)、 南第2区(南1番町3街区、南2番町1、2街区)、 南第3区(南3番町1、2、3街区、南4番町1街区)
第4ブロック	西1番町区、西2番町区、西3番町区、西4番町区、西5番町区、西6番町区、 西7番町区、

(委員会の業務範囲)

第3条 規約第47条第2項に規定する委員会の業務範囲は、次のとおり定める。

(1) 総務委員会

- ① 総会、理事会、自治連合会の運営に関する事項
- ② 規約、規則等の制定及び改正並びに廃止に関する事項
- ③ 決算及び予算並びに事業計画の原案調整等の財務に関する事項
- ④ 協議会の運営に対する円滑化に関する事項
- ⑤ 指定管理者制度に関する事項
- ⑥ その他、事業部会及び他の委員会に属しない事項

(2) 企画運営委員会

- ① 規約第6条に規定する「地域ビジョン」の策定推進に関する事項
- ② コミュニティビジネス等、事業部会に対する新規事業の検討及び支援に関する事項
- ③ 事業部会の事業活動に対する評価及び検証に関する事項
- ④ 将来に向けての協議会運営の基本的方針に関する事項
- ⑤ その他、協議会の企画運営に関する事項

(3) 広報委員会

- ① 協議会の広報紙の発行及び編集方針に関する事項
- ② 協議会のホームページの管理運営に関する事項
- ③ 協議会の内外における情報の収集及び提供に関する事項
- ④ その他、広聴及び広報活動に関する事項

(事業部会の事業範囲)

第4条 規約第57条第2項に規定する事業部会の事業範囲を、次のとおり定める。

(1) 健康推進部会

- ① 地域住民の健康増進に関する事業
- ② スポーツや行事を通じた、親子や住民間の親睦及び絆づくり推進事業

(2) 住民交流部会

- ① 地域住民の交流イベント等に関する事業
- ② 地域住民の連帯感の向上及びふれあいに関する事業
- ③ 地域活性化への取り組みに関する事業
- ④ 人材バンクの創設及び運営支援に関する事業
- ⑤ 地域ポテンシャルの発掘形成に関する事業

(3) 教育文化部会

- ① 生涯学習の展開に関する事業
- ② 青少年の健全育成に関する事業
- ③ 地域間及び世代間の交流推進に関する事業
- ④ 地域の伝統文化の継承及びスローライフ社会への取り組みに関する事業
- ⑤ 文化、スポーツ及びレクリエーションに関する事業

(4) 生活安全部会

- ① 安心安全な地域社会の構築推進及び啓発活動に関する事業
- ② 安全で快適な犯罪のない地域防犯活動の連携に関する事業
- ③ 防災のハード及びソフトの基盤づくりに関する事業
- ④ 快適な交通環境づくりに関する事業

(5) 快適環境部会

- ① 地域の生活環境と自然緑化の保全活動に関する事業
- ② 生活に憩いと潤いを与え、安らぎのある地域づくり並びに快適環境の創造に関する事業
- ③ 環境美化マナーの啓発活動に関する事業
- ④ 自然との交流及びスローライフ構想の推進に関する事業
- ⑤ 省資源及びリサイクルの展開に関する事業

(6) 地域福祉部会

- ① 社会的援助を必要としている高齢者等を対象とした支援事業
- ② 高齢者等を対象とした生きがいくりの支援事業
- ③ その他、地域福祉の改善に向けた事業

(情報公開の手続)

第5条 規約第94条第3項に規定する情報公開の手続きは、第6条から第13条に定める。

(公開の情報)

第6条 公開請求できる情報は、以下に掲げる事項とする。

- (1) 協議会が保有する全てを公開することを原則とする。
- (2) 協議会が運営及び活動を行うに際して作成し、保存期限内にある資料とする。

(非公開の情報)

第7条 非公開もしくは公開を拒否する情報は、以下に掲げる事項とする。

- (1) 個人のプライバシーの保護等に関わる個人情報
- (2) 法人及び団体等の権利侵害等に及ぶ情報

(3) 協議会の会議等における個人が特定される発言等の情報及び意思決定の中立性が損なわれると判断される情報

(請求の手續)

第8条 情報公開請求を行う場合は、以下に掲げる事項を明記し、協議会に提出する。

- (1) 公開を求める情報の内容
 - (2) 情報の使用目的
 - (3) 情報の適正な使用の誓約
 - (4) 請求者の住所及び氏名
- (公開、非公開の決定)

第9条 協議会は、開示請求を受理した日から15日以内に公開又は非公開を決定し通知しなければならない。

2 非公開と決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の限度)

第10条 公開の範囲は、以下に掲げるものとする。

- (1) 全部開示：請求者の求める情報を全て開示するもの
- (2) 部分開示：非開示の情報が有し開示するもの
- (3) 非開示：請求者の求める情報を全て開示しないもの
- (4) 不存在：請求者が求める情報が存在しないため開示できないもの

(請求者の責務)

第11条 請求者は、公開された情報を適正に使用しなければならない。不当な使用により、他人の権利を侵害等問題が生じたときは、請求者が誠意を持って解決しなければならない。

(費用の負担)

第12条 請求者は、情報の写しの作成及び送付に関する費用を負担しなければならない。

(不服申立)

第13条 不服申し立て等は、名張市情報公開条例に準拠する。

(監査請求)

第14条 規約第96条第2項に規定する監査請求の手續きは、第15条から第18条に定める。

(監査請求事項)

第15条 監査を請求できるのは、財務会計上の違法又は不当な行為により、以下の事項において会員に損害を生じさせた場合に限られる。

- (1) 公金の支出
- (2) 財産の取得、管理、処分
- (3) 契約の締結、履行
- (4) 債務借入等の義務負担
- (5) 公金の賦課及び徴収義務に対する事実
- (6) 財産管理の義務に対する事実

(請求の期限)

第16条 監査請求の期限は、違法、不当な行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、監査請求することはできない。ただし、正当な理由があると認められる時は、この限りではない。

(請求手續)

第17条 監査請求を行う場合は、以下に掲げる事項を明記し、協議会に提出する。

(1) 措置請求の要旨

- イ 監査請求組織及び対象者
- ロ 財務会計上の行為の内容
- ハ 行為による損害の内容
- ニ 請求措置の内容

(2) 請求者の住所及び氏名

(監査結果通知)

第18条 監査結果は、請求のあった日から60日以内に請求者に通知しなければならない。

附則

この施行規則は平成21年11月14日から施行する。

この施行規則は平成22年5月8日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

会計処理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、桔梗が丘自治連合協議会規約第10章の規定に基づき、桔梗が丘自治連合協議会(以下「協議会」という。)の財産及び会計に関する基準を定める。

(会計区分と処理原則)

第2条 協議会の会計は、協議会会計及び市民センター会計並びに特別に設置を必要とする場合の特別会計とし、規約及びこの規程の定めるところにより処理するものとする。

(会計年度)

第3条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会計の総括)

第4条 協議会の会計は、協議会会長(以下「会長」という。)が総括する。

(会計担当理事)

第5条 会計を担当する理事は、会計統括責任者とする。

2 会計の実務は、センター長の監督のもと、原則として会計統括責任者が行う。

(総務委員長の承認)

第6条 協議会会計の支出処理については、会計担当理事は、総務委員長の事前承認を受けるものとする。ただし、総務委員会に係る支出処理については、会長の事前承認を受けるものとする。

(出納印の管理)

第7条 出納印は、施錠の出来る印鑑収納箱に収納し、会計担当理事が管理する。

(収支累計表の作成)

第8条 会計担当理事は、協議会会計及び市民センター会計毎に、別に定める収支累計表を毎月作成し、総務委員長を経由して会長の承認を得るものとする。

(帳簿書類の保存及び処分)

第9条 会計に関する帳簿等の保存期間は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) 収支予算書及び収支決算書 | 10年 |
| (2) 経理の元帳・現金出納帳・預金出納帳 | 7年 |
| (3) 計算書類及び証拠書類 | 7年 |
| (4) 備品台帳 | 永久保存 |
| (5) その他の関係書類 | 5年 |

2 前項の帳簿等の保存期間は、帳簿等の閉鎖の日の属する事業年度の決算に関する定時総会の日の翌日から起算する。

3 帳簿等の保存期間の満了後、廃棄するときは、その帳簿等の明細を作成し、事前に会長の決済を受けるものとする。

第2章 金銭出納

(証拠書類の授受)

第10条 金銭の収納は、原則として、領収書その他の証拠書類を発行し、支払いについては、支払先

から、領収書その他の証拠書類を受領するものとする。ただし、銀行等の振込みによる収納又は支払いの場合は、取り扱い銀行等の領収書その他の証拠書類をもってこれに代えることができる。

(支出手続)

第11条 協議会会計における支出は、委員長又は事業部会長が提出する別に定める「支出依頼書」に基づき、別に定める会計伝票で行うものとする。

2 市民センター会計における支出は、会計伝票で行い、センター長の承認を要するものとする。ただし、一件 5万円以上の支出については、事前に、別に定める「支出決裁書」を要する。人件費の支出については、会長の事前決済を要するものとする。

(前金払及び概算払)

第12条 経費の性質上又は業務運営上必要あるときは、前金払い又は概算払いすることができる。

(銀行等金融機関との取引)

第13条 銀行及びその他の金融機関と取引を開始し又は廃止するときは、理事会の承認を必要とする。

(余裕金の運用)

第14条 協議会会計及び市民センター会計における業務運営上の余裕金は、金融機関に預金するものとする。

2 前項の預金の種類及び金額等については、理事会で決定する。

(手元現金)

第15条 会計担当理事は、市民センター会計に、日々の現金支払いに充てるため、手元現金を置くことができる。

2 前項の手許現金の保有限度額は、原則として、20万円とし、その受払い及び保管は、会計担当理事があたる。

(残高照合)

第16条 会計担当理事は、毎日、現金出納締切後、その残高を現金出納帳と照合しなければならない。

2 預金は、毎月末現在で、預金先金融機関の通帳等と、預金出納帳を照合しなければならない。

第3章 契約

(契約書の作成)

第17条 契約を締結しようとするときは、その履行に関し必要な内容を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、軽易な契約については、契約書の作成を省略し、これに代わる書類をもって処理することができる。

(契約の締結)

第18条 契約の締結は、会長が行うものとする。

第4章 資産

(運用資産の管理)

第19条 会計担当理事は、備品台帳を備え付け、物件毎に、その取得年月日、種類等必要事項を記載するものとする。

2 会計担当理事は、毎事業年度末の資産の現状について調査を行い、備品台帳と照合しなければならない。

第5章 予算

(予算の執行と流用)

第20条 事業活動に伴う予算の執行は、委員会及び事業部会並びに市民センターの年度事業計画の事業費の範囲内で行うものとする。

- 2 規約第83条第3項中「緊急に新たな事業の実施の必要が生じたとき、或いは、事業計画の変更の必要が生じたとき」とは、年度事業計画に新たな事業項目を追加することをいうものとする。
- 3 前項の場合に要する予算は、理事会の承認により、予備費の残額の範囲内で流用することができる。ただし、その予算が、予備費の残額を超えると見込まれる場合は、事前に総会の承認を要するものとする。
- 4 予算書勘定科目の「目」において、予算の流用を行う必要が生じた場合は、会長の事前決裁により行うことができる。また、理事会がやむを得ない事情が生じたと認めたときは、「項」間の流用を行えるものとする。
- 5 収入を伴う事業については、その事業の経費の総額から、その収入を控除した額を事業費とすることができるものとする。

第6章 雑則

(規程の改廃)

第21条 この規程は、理事会の承認により改廃することができる。

附則

この規程は、平成21年11月14日から施行する。

この改定規程は、平成23年4月1日から施行する。

この改定規程は、平成27年4月1日から施行する。

この改定規程は、平成29年4月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

市民センター管理運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、桔梗が丘自治連合協議会規約（以下「規約」という。）第7章の規定に基づき、桔梗が丘自治連合協議会（以下「協議会」という。）が、名張市の指定管理者制度により行う市民センターの管理運営について、必要な事項を定める。

(対象施設)

第2条 市民センターとは、桔梗が丘市民センター及び桔梗が丘南市民センターをいう。

第2章 管理運営

(管理運営)

第3条 市民センターの管理運営は、社会教育法等の関係法令及び名張市市民センター条例等並びに市民センター指定管理者協定書等に基づき、善良なる管理者の注意をもって行うものとする。

2 前項の内容に基づき運営をおこない、原則として、営利を目的とした物品又は権利の販売又は宣伝（以下「物品販売等」という。）はできない。

3 あらかじめ協議会会長及び市民センター長に別紙申請書を提出して許可を受けることで、次の場合に限り物品販売等を行うことができる。

- ① 桔梗が丘連合協議会（各委員会・各部会・各プロジェクト事業）が主催の行事
- ② 市民センター（各サークル活動を含む）が主催する行事
- ③ 協議会会長及び市民センター長が特別に必要と認めた行事

4 ただし、協議会会長及び市民センター長が、社会教育法等の関係法令及び名張市市民センター条例等並びに市民センター指定管理者協定書等に抵触すると判断した場合は、販売許可を取り消すことができる。

第3章 市民センター長

(市民センター長の選出)

第4条 市民センター長（以下「センター長」という。）は、桔梗が丘地区の住民で、社会教育及び市民センターの運営に理解があり、事業に熱意のあることを条件に、公募及び推薦による応募者から、次条に規定するセンター長選考委員会（以下「選考委員会」という。）で、センター長候補者1名を決定する。

2 前項のセンター長候補者は、理事会の承認を得て、協議会の会長が、センター長に任命する。

(選考委員会)

第5条 センター長を選出する場合は、その都度、選考委員会を設置しなければならない。

2 選考委員会の委員（以下「選考委員」という。）の定数は、7名以内とし、協議会の会長が委員長となる。

3 選考委員は、市民センター運営審議会委員及び市民センター運営委員会委員並びに協議会理事等の中から協議会の会長が委嘱する。

4 選考委員の氏名は、理事会に報告しなければならない。

(センター長の責務)

第6条 センター長は、社会教育法等の関係法令及び名張市市民センター条例等並びに市民センター指定管理者協定書等を遵守すると共に、市民センターの社会的役割を認識し、地域の文化振興及び生涯学習等の適切な事業を行い、その責務を果たすものとする。

(センター長の任期)

第7条 センター長の任期は、1期3年とし、再任を妨げない。ただし、任期の限度は、原則2期とする。

(センター長の勤務)

第8条 センター長は、半日単位で週3日の勤務とする。

(センター長の職務)

第9条 センター長は、指定管理者制度の本旨に従い、市民センターの施設管理及び業務全般を統括するものとする。

(センター長の報酬)

第10条 センター長の報酬は、理事会で定める。

(センター長の解任)

第11条 センター長として不適格と判断される状況が生じた場合は、協議会の会長は、市民センター運営審議会に諮問するものとする。

2 協議会の会長は、市民センター運営審議会の答申に基づき、理事会の承認を得て、センター長を解任する事ができる。

3 前項の場合、市民センター運営審議会及び理事会において、センター長に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 市民センター運営審議会

(目的)

第12条 市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）は、別に定める「市民センター運営審議会規則」に従い、市民センターがその社会的役割を果たすため、市民センターの運営方針等その基本的事項及び協議会と市民センターとの連携活動について審議し、協議会とセンター長及び職員が、認識を共有することを目的とする。

2 審議会は、必要に応じ、その審議の内容を、理事会に報告するものとする。

第5章 市民センター運営委員会

(目的)

第17条 市民センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、市民センターの運営の適正を期するため、具体的な運営内容等について、センター長の諮問に答申する他、意見を具申し又は建議することができる。

2 センター長は、前項の答申及び意見は、これを尊重しなければならない。

(委員の委嘱)

第18条 委員の定数は、20名以内とし、センター長が委嘱する。

2 委員の構成は、原則として次のとおりとする。

(1) 地域内に設置された保育園、幼稚園、小学校、中学校の代表者1名（輪番制）

(2) 桔梗が丘自治連合協議会から若干名

- (3) 市民センターサークル参加者の中から若干名
 - (4) 市民センター事務局代表
 - (5) 学識経験者の中から若干名
 - (6) その他センター長が必要と認める者
- 3 運営委員会は、次の役員を置くことができる。
- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 2名
 - (3) 書記 1名
- 4 運営委員会の役員は、委員の互選により選出する。

(委員の任期)

第19条 委員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日まで1年とする。

- 2 委員の再任は、妨げない。
- 3 任期満了前に退任した委員の補欠又は増員された委員の任期は、他の在任委員の任期の残任期間と同一とする。

(運営委員会の会議)

第20条 運営委員会は、必要に応じ、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 運営委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数の時は、議長の決するところによる。

第6章 雑則

(規程の改廃)

第6章 雑則

(規程の改廃)

第21条 協議会の会長は、この規程を改正又は廃止しようとする場合は、事前にセンター長と協議するものとする。

- 2 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、平成21年11月14日より施行する。

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

この改定規程は、平成23年4月1日から施行する。

この改定規程は、平成28年4月1日から施行する。

この改定規程は、平成29年4月1日から施行する。

桔梗が丘の人口と世帯数

令和4年4月1日現在

町名	世帯数	人口		
		総数	男性	女性
桔梗が丘1番町	294	597	275	322
桔梗が丘2番町	563	1279	597	682
桔梗が丘3番町	421	886	406	480
桔梗が丘4番町	519	1131	534	597
桔梗が丘5番町	1066	2455	1183	1272
桔梗が丘6番町	265	579	275	304
桔梗が丘7番町	285	552	251	301
桔梗が丘8番町	505	1039	506	533
桔梗が丘地区計	3918	8518	4027	4491
桔梗が丘南1番町	227	515	239	276
桔梗が丘南2番町	150	316	145	171
桔梗が丘南3番町	234	497	238	259
桔梗が丘南4番町	20	38	19	19
桔梗が丘南地区計	631	1366	641	725
桔梗が丘西1番町	203	534	258	276
桔梗が丘西2番町	131	334	156	178
桔梗が丘西3番町	353	958	462	496
桔梗が丘西4番町	288	779	381	398
桔梗が丘西5番町	180	601	304	297
桔梗が丘西6番町	196	515	254	261
桔梗が丘西7番町	109	315	158	157
桔梗が丘西地区計	1460	4036	1973	2063
合計	6009	13920	6641	7279

桔梗が丘自治連合協議会事務局（桔梗が丘市民センター内）

名張市桔梗が丘6番町1街区131番地の4

電話番号 0595-65-1206

ホームページ <http://www.kikyogaoka.jp/index.html>

桔梗が丘市民センター

ホームページ <https://www.emachi-nabari.jp>

メールアドレス kikyou-ko@emachi-nabari.jp

the 1990s, the number of publications on the topic has increased steadily, with a significant rise in the last decade.

The present study was motivated by the need to identify the most relevant research in the field of organizational trust, as well as to provide a comprehensive overview of the current state of the field. The study was also motivated by the fact that, despite the growing number of publications, there is still a lack of consensus on the definition and measurement of organizational trust.

The study was conducted using a systematic literature review (SLR) approach, which involves a structured and transparent process of identifying, evaluating, and synthesizing the existing literature on a specific topic. The SLR approach was chosen because it allows for a comprehensive and unbiased review of the literature, and it provides a clear and concise summary of the findings.

The search for relevant literature was conducted using a combination of keywords and search engines. The keywords used were "organizational trust", "employee trust", "trust in management", "trust in colleagues", and "trust in the organization". The search engines used were Google Scholar, Scopus, and Web of Science.

The search results were screened based on the following criteria: (1) relevance to the topic, (2) quality of the research, and (3) recency of the publication. The final selection of articles was based on a combination of these criteria.

The data extracted from the selected articles were analyzed using a thematic analysis approach. This approach involves identifying and organizing the data into themes that represent the main concepts and findings in the literature. The themes identified in this study were: (1) the definition of organizational trust, (2) the measurement of organizational trust, (3) the antecedents of organizational trust, and (4) the consequences of organizational trust.

The findings of this study indicate that there is a growing body of research on organizational trust, and that the field is becoming increasingly important in the context of organizational management. The study also identifies the need for further research on the definition and measurement of organizational trust, as well as on the antecedents and consequences of organizational trust.

The study was limited by the search criteria used, and the results may not be representative of the entire body of literature on organizational trust. However, the study provides a comprehensive overview of the current state of the field, and it identifies the most relevant research in the area.

The study was conducted using a systematic literature review (SLR) approach, which involves a structured and transparent process of identifying, evaluating, and synthesizing the existing literature on a specific topic. The SLR approach was chosen because it allows for a comprehensive and unbiased review of the literature, and it provides a clear and concise summary of the findings.

The search for relevant literature was conducted using a combination of keywords and search engines. The keywords used were "organizational trust", "employee trust", "trust in management", "trust in colleagues", and "trust in the organization". The search engines used were Google Scholar, Scopus, and Web of Science.

The search results were screened based on the following criteria: (1) relevance to the topic, (2) quality of the research, and (3) recency of the publication. The final selection of articles was based on a combination of these criteria.

The data extracted from the selected articles were analyzed using a thematic analysis approach. This approach involves identifying and organizing the data into themes that represent the main concepts and findings in the literature. The themes identified in this study were: (1) the definition of organizational trust, (2) the measurement of organizational trust, (3) the antecedents of organizational trust, and (4) the consequences of organizational trust.

The findings of this study indicate that there is a growing body of research on organizational trust, and that the field is becoming increasingly important in the context of organizational management. The study also identifies the need for further research on the definition and measurement of organizational trust, as well as on the antecedents and consequences of organizational trust.

